

令和2年（2020年）度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度  
少額応募枠（補助申請額100万円未満）

募集要項（案） 新旧対照表

昨年度	諮問（案）	答申
<p>募集期間：令和元年（2019年）5月15日 ～ 令和元年（2019年）6月28日</p> <p>1 趣旨                      ナイトタイムエコノミーの推進による地域経済活性化及び夜間におけるにぎわいの創出などを目的として、ナイトタイムエコノミー推進に資する事業に対して支援を行うことで、ナイトコンテンツの拡充を図るとともに、夜の都市空間づくりにつなげていく。</p> <p>2 募集テーマ                      千葉市ならではのナイトコンテンツの創出</p>	<p>募集期間：令和2年（2020年）7月22日（水） ～ 令和2年（2020年）8月19日（水）</p> <p>※申請手続きに先立ち、プレエントリーが必要です。プレエントリー期間は令和2年（2020年）7月22日（水）～令和2年（2020年）8月5日（水）となります。</p> <p>1 趣旨                      ナイトタイムエコノミーの推進による地域経済活性化及び夜間におけるにぎわいの創出などを目的として、ナイトタイムエコノミー推進に資する事業に対して支援を行うことで、ナイトコンテンツの拡充を図るとともに、夜の都市空間づくりにつなげていく。</p> <p>2 募集テーマ                      「ウィズコロナ」「アフターコロナ」において、感染症拡大防止と夜間のにぎわい創出の両立を実現する千葉市ならではのナイトコンテンツの創出</p>	<p><u>令和2年度は千葉市における将来のナイトタイムエコノミー推進につながるよう、ナイトタイムエコノミーが提供する魅力を意欲的に解釈し、夜間以外でもその魅力を発揮できる多様な事業を支援します。</u></p> <p>募集期間：令和2年（2020年）7月22日（水） ～ 令和2年（2020年）8月19日（水）</p> <p>※申請手続きに先立ち、プレエントリーが必要です。プレエントリー期間は令和2年（2020年）7月22日（水）～令和2年（2020年）8月5日（水）となります。</p> <p>1 趣旨                      ナイトタイムエコノミーの推進による地域経済活性化及び夜間におけるにぎわいの創出などを目的として、ナイトタイムエコノミー推進に資する事業に対して支援を行うことで、ナイトコンテンツの拡充を図るとともに、夜の都市空間づくりにつなげていく。</p> <p>2 募集テーマ                      「ウィズコロナ」「アフターコロナ」において、<u>感染症拡大防止対策を実施し、ナイトタイムエコノミー推進につながる、千葉市ならではのコンテンツの創出</u></p>

<p>3 支援対象</p> <p>定期的に行われる千葉市の夜の定番になりえるコンテンツ（既存事業の拡充を含む）</p> <p>4 対象事業者</p> <p>(1) 会社</p> <p>会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。</p> <p>(2) 一般社団法人</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づいて設立される社団法人をいう。</p> <p>(3) 一般財団法人</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づいて設立される財団法人をいう。</p> <p>(4) 公益社団法人</p> <p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1項第1号に規定する公益社団法人をいう。</p> <p>(5) 公益財団法人</p> <p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成1</p>	<p>3 支援対象</p> <p>定期的に行われる千葉市の夜の定番になりえるコンテンツ（既存事業の拡充を含む）</p> <p>4 対象事業者</p> <p>(1) 会社</p> <p>会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。</p> <p>(2) 一般社団法人</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づいて設立される社団法人をいう。</p> <p>(3) 一般財団法人</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づいて設立される財団法人をいう。</p> <p>(4) 公益社団法人</p> <p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1項第1号に規定する公益社団法人をいう。</p> <p>(5) 公益財団法人</p> <p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成1</p>	<p><u>※令和2年度は夜間に限定せず、幅広い時間帯の事業を支援します。</u></p> <p>3 支援対象</p> <p>定期的に行われる<u>千葉市における将来のナイトタイムエコノミー推進につながり、定番になりえるコンテンツ（既存事業の拡充を含む。）</u></p> <p><u>※令和2年度は夜間に限定せず、幅広い時間帯の事業を支援します。</u></p> <p>4 対象事業者</p> <p>(1) 会社</p> <p>会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。</p> <p>(2) 一般社団法人</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づいて設立される社団法人をいう。</p> <p>(3) 一般財団法人</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づいて設立される財団法人をいう。</p> <p>(4) 公益社団法人</p> <p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1項第1号に規定する公益社団法人をいう。</p> <p>(5) 公益財団法人</p> <p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成1</p>
--	--	---

<p>8年法律第49号)第2条第1項第2号に規定する公益財団法人をいう。</p> <p>(6) 商業団体</p> <p>商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第5条第1項に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号に規定する事業協同組合及び経済事業を行う任意の団体で市長が認める者をいう。</p> <p>(7) NPO法人</p> <p>特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づいて設立される特定非営利活動法人をいう。</p> <p>(8) その他法律に基づいて設立される法人</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、支援対象者に該当しないものとし、支援期間終了までの間に新たに次の各号のいずれかに該当した者は、将来にわたり支援対象者の資格を失うものとする。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)がその事業活動を支配する者</p> <p>(2) 代表者又は役員が暴力団員である者</p> <p>(3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者</p> <p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者</p>	<p>8年法律第49号)第2条第1項第2号に規定する公益財団法人をいう。</p> <p>(6) 商業団体</p> <p>商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第5条第1項に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号に規定する事業協同組合及び経済事業を行う任意の団体で市長が認める者をいう。</p> <p>(7) NPO法人</p> <p>特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づいて設立される特定非営利活動法人をいう。</p> <p>(8) その他法律に基づいて設立される法人</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、支援対象者に該当しないものとし、支援期間終了までの間に新たに次の各号のいずれかに該当した者は、将来にわたり支援対象者の資格を失うものとする。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)がその事業活動を支配する者</p> <p>(2) 代表者又は役員が暴力団員である者</p> <p>(3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者</p> <p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者</p>	<p>8年法律第49号)第2条第1項第2号に規定する公益財団法人をいう。</p> <p>(6) 商業団体</p> <p>商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第5条第1項に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号に規定する事業協同組合及び経済事業を行う任意の団体で市長が認める者をいう。</p> <p>(7) NPO法人</p> <p>特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づいて設立される特定非営利活動法人をいう。</p> <p>(8) その他法律に基づいて設立される法人</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、支援対象者に該当しないものとし、支援期間終了までの間に新たに次の各号のいずれかに該当した者は、将来にわたり支援対象者の資格を失うものとする。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)がその事業活動を支配する者</p> <p>(2) 代表者又は役員が暴力団員である者</p> <p>(3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者</p> <p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者</p>
--	--	--

- (5) 宗教活動または政治活動を目的とする者
- (6) 公序良俗に反する等、市長が不適当と認める者

#### 5 対象事業

千葉市におけるナイトタイムエコノミー推進に資する事業で、次の各号に掲げる要件をすべて満たす事業。

- (1) 当該事業について(※)、千葉市から補助金、負担金等の財政的支援を受けていないこと。

(※) 応募事業者が別の事業等で千葉市から財政的支援を受けていても、本条件には抵触しない。

- (2) 既存事業の拡充にあつては、当該事業に千葉市が共催していないこと。

- (3) 市内外からの誘客が見込める事業であること。

- (4) 千葉市内で行われること。

- (5) 主たる時間帯が、日没から日の出までであること(日没前からの継続コンテンツも含む)。

- (6) 原則として、平成31年度以降に実施される新規の事業であること。既存事業の拡充にあつては、夜間の更なる集客が見込まれる

- (5) 宗教活動または政治活動を目的とする者
- (6) 公序良俗に反する等、市長が不適当と認める者

#### 5 対象事業

千葉市におけるナイトタイムエコノミー推進に資する事業で、次の(1)～(11)までの各号に掲げる要件をすべて満たす事業。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けずに実施できる事業が望ましい。

※前年度の支援事業についても応募可能。ただし、前年度の結果を踏まえた改善・拡充をすること。

- (1) 当該事業について(※)、千葉市から補助金、負担金等の財政的支援を受けていないこと。

(※) 応募事業者が別の事業等で千葉市から財政的支援を受けていても、本条件には抵触しない。

- (2) 既存事業の拡充にあつては、当該事業に千葉市が共催していないこと。

- (3) 市内外からの誘客が見込める事業であること。ただし、料金徴収または明らかな経済効果が期待できる場合に限り、千葉市の会場からのVR・動画配信等リモートでのオンライン開催による事業も可とする。

- (4) 千葉市内で行われること。

- (5) 主たる時間帯が、日没から日の出までであること(日没前からの継続コンテンツも含むが、夜間にメインコンテンツを実施すること)。

- (6) 原則として、令和2年度以降に実施される新規の事業であること。既存事業の拡充にあつては、夜間の更なる集客が見込まれる

- (5) 宗教活動または政治活動を目的とする者
- (6) 公序良俗に反する等、市長が不適当と認める者

#### 5 対象事業

千葉市におけるナイトタイムエコノミー推進に資する事業で、次の(1)～(11)までの各号に掲げる要件をすべて満たす事業。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けずに実施できる事業が望ましい。

※前年度の支援事業についても応募可能。ただし、前年度の結果を踏まえた改善・拡充をすること。

- (1) 当該事業について(※)、千葉市から補助金、負担金等の財政的支援を受けていないこと。

(※) 応募事業者が別の事業等で千葉市から財政的支援を受けていても、本条件には抵触しない。

- (2) 既存事業の拡充にあつては、当該事業に千葉市が共催していないこと。

- (3) 市内外からの誘客が見込める事業であること。ただし、千葉市におけるナイトタイムエコノミー推進につながる事業と認められる場合は、千葉市の会場からのVR・動画配信等リモートでのオンライン開催による事業も可とする。

- (4) 千葉市内で行われること。

- (5) 主たる時間帯が、日没から日の出までであること。ただし、千葉市における将来のナイトタイムエコノミー推進につながる事業と認められる場合は、この限りではない。

- (6) 原則として、令和2年度以降に実施される新規の事業であること。既存事業の拡充にあつては、夜間の更なる集客が見込まれる

<p>ること。</p> <p>(7) 次年度以降は参加者から徴収する料金あるいは協賛等にて事業を継続して行うことができると見込まれること。</p> <p>(8) 夜間照明、プロジェクションマッピング、ステージ、屋台・オープンバーの設置等によって、通常の景観と異なる空間を演出すること。または、特徴的な建造物・空間の夜間利用を行うこと。</p> <p>(例) 屋外でのイベントの他、図書館・美術館などの文化施設を用いて、夜間ならではの文化イベント（夜の読書会や演劇等）を開催することも対象に含まれます。</p> <p>(9) 令和2年（2020年）3月31日までに完了する事業</p>	<p>こと。</p> <p>(7) 次年度以降は参加者から徴収する料金あるいは協賛等にて事業を継続して自走させることができると見込まれること。</p> <p>(8) 夜ならではの演出を行うこと。なお、夜間照明、プロジェクションマッピング、ステージの設置等によって、通常の景観と異なる空間を演出すること、または、特徴的な建造物・空間の夜間利用を行うことが望ましい。</p> <p>(例) 屋外でのイベントの他、図書館・美術館などの文化施設を用いて、夜間ならではの文化イベント（夜の読書会や演劇等）を開催することも対象に含まれます。</p> <p>(9) 開催場所等について、事前に開催可能か確認をすること。</p> <p>(10) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策をすること。事業実施にあたって、国の指針及び関連業界の新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインを遵守すること。</p> <p>(例) ① 3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）を回避する対策をする。</p> <p>② アルコール消毒液を設置し、来場者に手指消毒を促す。</p> <p>③ 来場者がよく触れる物を除菌シートで消毒する。</p> <p>④ アルコールの提供を控える。</p> <p>⑤ 歌唱する場合は、ビニールカーテンやアクリル板を使用す</p>	<p>こと。</p> <p>(7) 次年度以降は参加者から徴収する料金あるいは協賛、<u>オンライン課金やクラウドファンディング等</u>にて事業を継続して自走させることができると見込まれること。</p> <p>(8) 夜ならではの演出を行うこと。なお、夜間照明、プロジェクションマッピング、ステージの設置等によって、通常の景観と異なる空間を演出すること、または、特徴的な建造物・空間の夜間利用を行うことが望ましい。</p> <p><u>ただし、オンライン開催が認められた事業はこの限りではない。</u></p> <p>(例) ・<u>屋外でのイベント</u></p> <p>・<u>図書館、美術館などの文化施設を用いた、夜間ならではの文化イベント（夜の読書会や演劇等）</u></p> <p>・<u>千葉市の会場からのVR・動画配信等リモートでのオンラインイベント（オンラインライブ等）</u></p> <p>・<u>夜間の各種自然体験ツアー（星空ツアー等）</u></p> <p>・<u>早朝のアクティビティ（宿泊を誘発できるもの）</u> など</p> <p>(9) 開催場所等について、事前に開催可能か確認をすること。</p> <p>(10) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策をすること。事業実施にあたって、国の指針及び関連業界の新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインを遵守すること。</p> <p>(例) ① 3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）を回避する対策をする。</p> <p>② アルコール消毒液を設置し、来場者に手指消毒を促す。</p> <p>③ 来場者がよく触れる物を除菌シートで消毒する。</p> <p>④ <u>飛沫感染の恐れがある場合は、ビニールカーテンやアクリル板を使用する。</u> など</p>
---	--	--

る。 など

(11) 令和3年（2021年）2月28日までに完了する事業。

※新型コロナウイルス感染症の情勢により、千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会から、事業の自粛や延期、中止などを要請することがあります。

## 6 支援内容

(1) 関係者調整

公共の場の開放や警察との協議等、支援事業実施に向けた関係者との調整支援を行います。

(2) 補助金交付

支援事業の実施に要する費用の補助を行います。

ア 補助対象経費

(ア) ソフト事業

a 音楽・文芸・美術費

b 舞台費

c 印刷費

d 謝金・人件費

e 宣伝費

f 記録費

g 通信費

h 旅費

i 交通手段の確保に関わる経費

(イ) ハード事業

a 工事請負費

(11) 令和3年（2021年）2月28日までに完了する事業。

※新型コロナウイルス感染症の情勢により、千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会から、事業の自粛や延期、中止などを要請することがあります。

## 6 支援内容

(1) 関係者調整

公共の場の開放や警察との協議等、支援事業実施に向けた関係者との調整支援を行います。

(2) 補助金交付

支援事業の実施に要する費用の補助を行います。

ア 補助対象経費

(ア) ソフト事業

a 音楽・文芸・美術費

b 舞台費

c 印刷費

d 謝金・人件費

e 宣伝費

f 記録費

g 通信費

h 旅費

i 交通手段の確保に関わる経費

(イ) ハード事業

a 工事請負費

## 6 支援内容

(1) 関係者調整

公共の場の開放や警察との協議等、支援事業実施に向けた関係者との調整支援を行います。

(2) 補助金交付

支援事業の実施に要する費用の補助を行います。

ア 補助対象経費

(ア) ソフト事業

a 音楽・文芸・美術費

b 舞台費

c 印刷費

d 謝金・人件費

e 宣伝費

f 記録費

g 通信費

h 旅費

(イ) ハード事業

a 工事請負費

b 会場費・演出機材費

イ 補助金の額

補助対象経費の2分の1以内の額で、1,000万円を限度とします。

(千円未満は切り捨て)

ただし、内訳として、ソフト事業経費、ハード事業経費ともに500万円を限度とします。

なお、下限額として、ソフト事業経費+ハード事業経費において100万円(事業費ベース200万円)を目安(※)とします。

(※)あくまで目安額であり、事業費でこれを下回った場合に、応募の対象外となるものではありません。

(3) プロモーション支援

支援事業の認定、後援を行い、市の広報媒体等でのプロモーションを行います。

b 会場費・演出機材費

イ 補助金の額

(ア) 補助申請額

令和2年度新規応募事業、前年度支援事業ともに補助対象経費の2分の1以内の額で、100万円未満とします。

(千円未満は切り捨て)

(イ) 補助金交付決定額

補助金交付決定額は、予算の範囲内での決定であり、また千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会の諮問・答申を受けて決定するため、希望額どおりにならない場合があります。

補助金交付決定にあたって、千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会から交付条件が付される場合があります。※交付条件が付された場合、交付条件に合わせて修正した事業計画を報告していただき、千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会の承認を得る必要があります。

(ウ) 補助金確定額

補助金の最終確定額は、実績報告書により算出されますので、補助金交付決定額どおりとは限りません。

(3) プロモーション支援

支援事業の認定、後援を行い、市の広報媒体等でのプロモーションを行います。

b 会場費・演出機材費

イ 補助金の額

(ア) 補助申請額

令和2年度新規応募事業、前年度支援事業ともに補助対象経費の2分の1以内の額で、100万円未満とします。

(千円未満は切り捨て)

(イ) 補助金交付決定額

補助金交付決定額は、予算の範囲内での決定であり、また千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会の諮問・答申を受けて決定するため、希望額どおりにならない場合があります。

補助金交付決定にあたって、千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会から交付条件が付される場合があります。※交付条件が付された場合、交付条件に合わせて修正した事業計画を報告していただき、千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会の承認を得る必要があります。

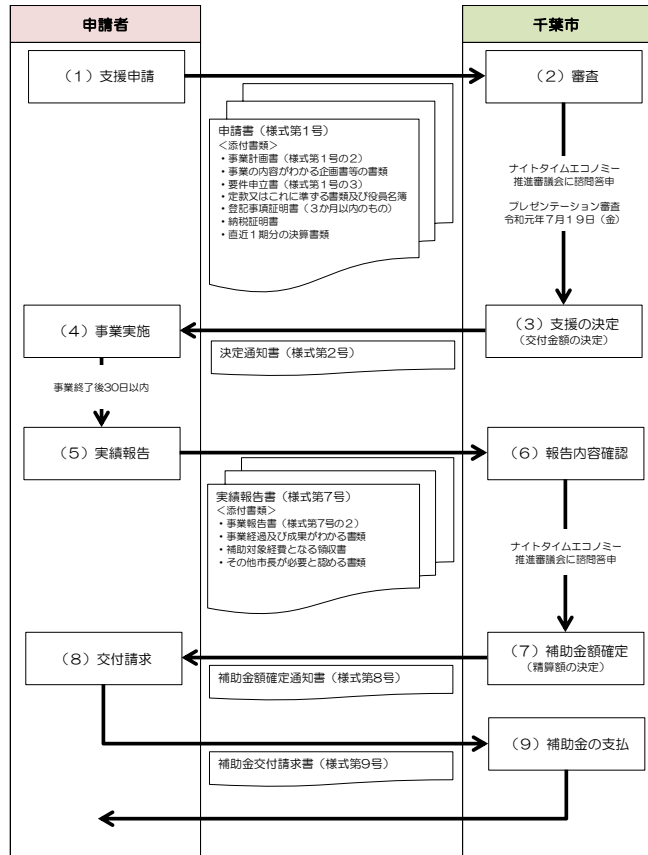
(ウ) 補助金確定額

補助金の最終確定額は、実績報告書により算出されますので、補助金交付決定額どおりとは限りません。

(3) プロモーション支援

支援事業の認定、後援を行い、市の広報媒体等でのプロモーションを行います。

7 申請の流れ



※補助金の事前交付を希望する場合【要綱第15条】

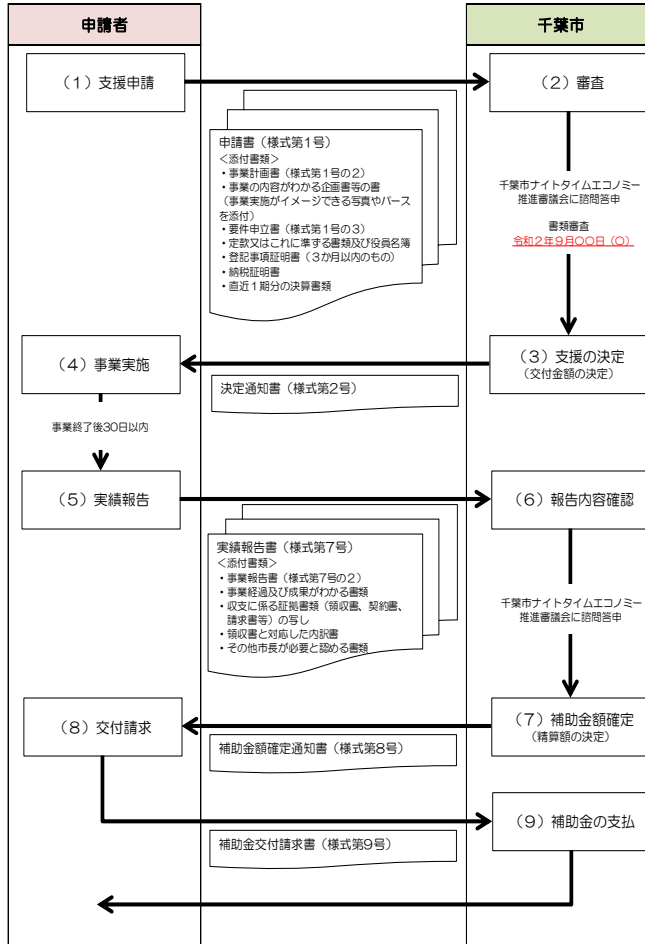
条件：1回のみ、交付決定額の1/2以内

提出書類：補助金事前交付請求書（様式第10号）、決定通知書の写し、資金計画書

※支援決定後、事業の変更・中止・廃止を行う場合【要綱第11条】

提出書類：事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）

7 申請の流れ



※補助金の事前交付を希望する場合【要綱第15条】

条件：1回のみ、交付決定額の1/2以内

提出書類：補助金事前交付請求書（様式第10号）、決定通知書の写し、資金計画書

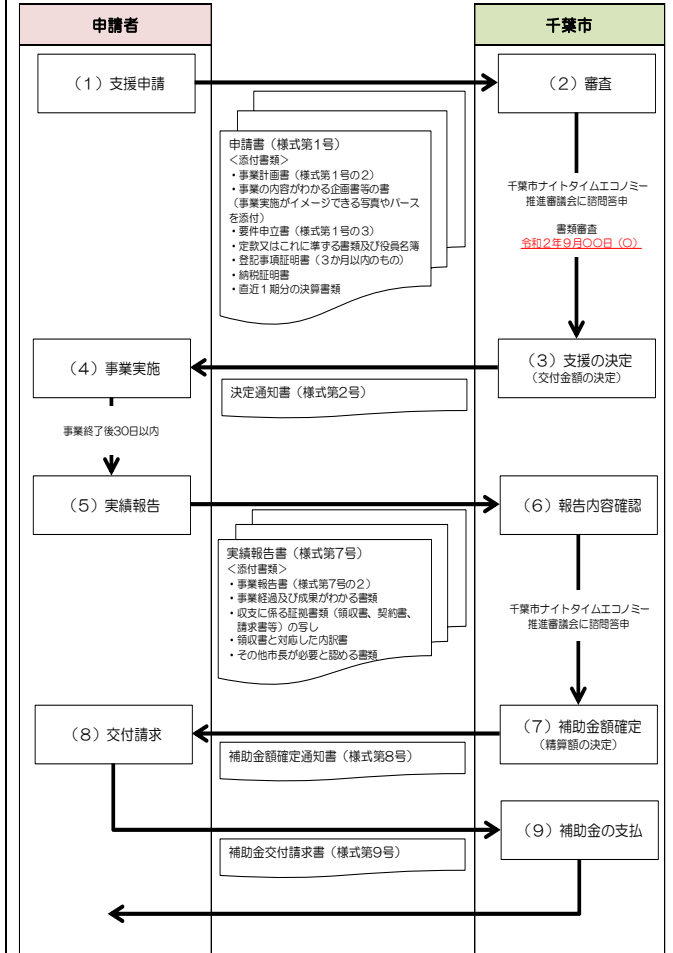
※補助金の交付決定にあたって、交付条件が付された場合

提出書類：補助金交付条件についての報告

※支援決定後、事業の変更・中止・廃止を行う場合【要綱第11条】

提出書類：事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）

7 申請の流れ



※補助金の事前交付を希望する場合【要綱第15条】

条件：1回のみ、交付決定額の1/2以内

提出書類：補助金事前交付請求書（様式第10号）、決定通知書の写し、資金計画書

※補助金の交付決定にあたって、交付条件が付された場合

提出書類：補助金交付条件についての報告

※支援決定後、事業の変更・中止・廃止を行う場合【要綱第11条】

提出書類：事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）



<p>8 申請手続き</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>ア 申請書 (様式第1号)</p> <p>イ 事業計画書 (様式第1号の2)</p> <p>ウ 事業の内容がわかる企画書等の書類</p>	<p>8 プレエントリー</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>令和2年(2020年)度千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度事前申請書</p> <p>(2) 提出先</p> <p>千葉県中央区千葉港1番1号</p> <p>千葉県 経済農政局 経済部 経済企画課 宛</p> <p>TEL: 043-245-5359</p> <p>FAX: 043-245-5558</p> <p>(3) 受付期間</p> <p>令和2年(2020年)7月22日(水)から令和2年(2020年)8月5日(水)までに提出書類原本の提出をお願いします。</p> <p>(持参の場合、土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで) なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。</p> <p>9 申請手続き</p> <p>※申請手続きに先立ち、プレエントリーが必要です。プレエントリー期間は令和2年(2020年)7月22日(水)～令和2年(2020年)8月5日(水)となります。</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>ア 申請書 (様式第1号)</p> <p>イ 事業計画書 (様式第1号の2)</p> <p>ウ 事業の内容がわかる企画書等の書類</p> <p>※提出段階で確定していない事項は、「(予定)」と付記してください。</p>	<p>8 プレエントリー</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>令和2年(2020年)度千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度事前申請書</p> <p>(2) 提出先</p> <p>千葉県中央区千葉港1番1号</p> <p>千葉県 経済農政局 経済部 経済企画課 宛</p> <p>TEL: 043-245-5359</p> <p>FAX: 043-245-5558</p> <p>(3) 受付期間</p> <p>令和2年(2020年)7月22日(水)から令和2年(2020年)8月5日(水)までに提出書類原本の提出をお願いします。</p> <p>(持参の場合、土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで) なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。</p> <p>9 申請手続き</p> <p>※申請手続きに先立ち、プレエントリーが必要です。プレエントリー期間は令和2年(2020年)7月22日(水)～令和2年(2020年)8月5日(水)となります。</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>ア 申請書 (様式第1号)</p> <p>イ 事業計画書 (様式第1号の2)</p> <p>ウ 事業の内容がわかる企画書等の書類</p> <p>※提出段階で確定していない事項は、「(予定)」と付記してください。</p>
--	---	---

<p>エ 要件確認申立書（様式第1号の3）</p> <p>オ 定款又はこれに準ずる書類及び役員名簿</p> <p>カ 登記事項証明書（3か月以内のもの）</p> <p>キ 納税証明書</p> <p>ク 直近1期分の決算書類</p> <p>(2) 提出先</p> <p>千葉市中央区千葉港1番1号</p> <p>千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛</p> <p>TEL：043-245-5359</p> <p>FAX：043-245-5558</p> <p>(3) 受付期間</p> <p>令和元年（2019年）5月15日から令和元年（2019年）6月28日まで</p> <p>（持参の場合、土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで）なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。</p>	<p>※事業実施がイメージできる写真やパースを添付してください。</p> <p>エ 要件確認申立書（様式第1号の3）</p> <p>オ 定款又はこれに準ずる書類及び役員名簿</p> <p>カ 登記事項証明書（3か月以内のもの）</p> <p>キ 納税証明書</p> <p>ク 直近1期分の決算書類</p> <p>(2) 提出先</p> <p>千葉市中央区千葉港1番1号</p> <p>千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛</p> <p>TEL：043-245-5359</p> <p>FAX：043-245-5558</p> <p>(3) 受付期間</p> <p>令和2年（2020年）7月22日（水）から令和2年（2020年）8月19日（水）までに提出書類原本の提出をお願いします。</p> <p>（持参の場合、土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで）なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。</p> <p>10 説明会</p> <p>(1) 開催日時 令和2年7月〇〇日（水）〇〇時〇〇分より1時間程度</p> <p>(2) 開催場所 オンライン会議（ZOOM）</p> <p>ミーティング ID、パスワードは当日ホームページにてご案内します。</p>	<p>※事業実施がイメージできる写真やパースを添付してください。</p> <p>エ 要件確認申立書（様式第1号の3）</p> <p>オ 定款又はこれに準ずる書類及び役員名簿</p> <p>カ 登記事項証明書（3か月以内のもの）</p> <p>キ 納税証明書</p> <p>ク 直近1期分の決算書類</p> <p>(2) 提出先</p> <p>千葉市中央区千葉港1番1号</p> <p>千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛</p> <p>TEL：043-245-5359</p> <p>FAX：043-245-5558</p> <p>(3) 受付期間</p> <p>令和2年（2020年）7月22日（水）から令和2年（2020年）8月19日（水）までに提出書類原本の提出をお願いします。</p> <p>（持参の場合、土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで）なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。</p> <p>10 説明会</p> <p>(1) 開催日時 令和2年7月〇〇日（水）〇〇時〇〇分より1時間程度</p> <p>(2) 開催場所 オンライン会議（ZOOM）</p> <p>ミーティング ID、パスワードは当日ホームページにてご案内します。</p>
---	---	---

## 9 審査

### (1) 審査方法

受付期間中に応募のあった事業について、千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会にて審査を行います。(なお、応募が多数の場合は、事前に4事業程度まで絞り込みを実施します。) 評価は点数制とし、最も合計点数の高いものから支援を決定し、予算上限に達し次第終了とします。予算上限に達したときの応募事業について、補助金交付金額は予算残額を上限額とします。

### (2) プレゼンテーションについて

#### ア 日時

令和元年(2019年)7月19日(金)

応募者ごとに時間を指定します。

#### イ 場所

千葉市役所議会棟第5委員会室

#### ウ 審査方法

### (3) 開催内容

- ア ナイトタイムエコノミーの趣旨説明及び前年度の審議会総括
- イ 前年度支援事業の動画上映
- ウ 令和2年度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度募集要項について
- エ 令和2年度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度審査要領について
- オ 質疑応答

## 11 審査

### (1) 審査方法

受付期間中に応募のあった事業について、千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会において基本的に書類審査のみを行います。(なお、事前の絞り込みも実施しません。) 評価は点数制とし、最も合計点数の高いものから支援を決定し、予算上限に達し次第終了とします。予算上限に達したときの応募事業について、補助金交付金額は予算残額を上限額とします。

※必要に応じて、事務局がヒアリングを行うことがあります。

### (2) 書類審査について

#### ア 日時

令和2年(2020年)9月〇〇日(〇)

#### イ 場所

〇〇〇〇〇

#### ウ 審査方法

### (3) 開催内容

- ア ナイトタイムエコノミーの趣旨説明及び前年度の審議会総括
- イ 前年度支援事業の動画上映
- ウ 令和2年度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度募集要項について
- エ 令和2年度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度審査要領について
- オ 質疑応答

## 11 審査

### (1) 審査方法

受付期間中に応募のあった事業について、千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会において基本的に書類審査のみを行います。(なお、事前の絞り込みも実施しません。) 評価は点数制とし、最も合計点数の高いものから支援を決定し、予算上限に達し次第終了とします。予算上限に達したときの応募事業について、補助金交付金額は予算残額を上限額とします。

※必要に応じて、事務局がヒアリングを行うことがあります。

### (2) 書類審査について

#### ア 日時

令和2年(2020年)9月〇〇日(〇)

#### イ 場所

〇〇〇〇〇

#### ウ 審査方法

1社あたり10分程度のプレゼンテーションと15分程度の質疑応答により実施。

プレゼンテーションに参加できる人数は2名までとし、提出書類のみを使用すること。

※パソコンとプロジェクターは市側で準備します。

エ 審査員

千葉県ナイトタイムエコノミー推進審議会

オ 審査基準

	評価項目	評価の着眼点 (主として評価する内容)	配点
1	実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心</li> <li>・運営体制</li> <li>・スケジュール</li> <li>・類似事業実績</li> <li>・地域の事業者の巻き込み</li> </ul>	30
2	継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営費の拠出方法</li> <li>・開催日数・次年度の取組み</li> </ul>	15
3	プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ターゲット・コンセプト</li> <li>・プロモーション方法、内容</li> </ul>	10
4	企画力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域性(千葉県ならではの)</li> <li>・場や空間の魅力を活かしているか</li> </ul>	10
5	消費につながる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費につながる仕組み</li> <li>・地域への波及効果</li> </ul>	10

令和2年度新規応募事業と前年度支援事業を合わせて書類審査します。

エ 審査員

千葉県ナイトタイムエコノミー推進審議会

オ 審査基準

	評価項目	評価の着眼点 (主として評価する内容)	配点
1	実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心</li> <li>・運営体制</li> <li>・スケジュール</li> <li>・類似事業実績</li> <li>・地域の事業者の巻き込み</li> </ul>	30
2	継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営費の拠出方法</li> <li>・開催日数、次年度の取組み</li> </ul>	15
3	プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ターゲット・コンセプト</li> <li>・プロモーション方法、内容</li> </ul>	10
4	企画力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域性(千葉県ならではの)</li> <li>・場や空間の魅力を活かしているか</li> </ul>	10
5	消費につながる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費につながる仕組み</li> <li>・地域への波及効果</li> </ul>	10
6	魅力的な景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観整備内容</li> <li>・公共性</li> </ul>	10
7	提案全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレゼンテーションでの対応など</li> </ul>	15

令和2年度新規応募事業と前年度支援事業を合わせて書類審査します。

エ 審査員

千葉県ナイトタイムエコノミー推進審議会

オ 審査基準

	評価項目	評価の着眼点 (主として評価する内容)	配点
1	実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心</li> <li>・新型コロナウイルス感染症 拡大防止対策</li> <li>・運営体制</li> <li>・スケジュール</li> <li>・類似事業実績</li> <li>・地域の事業者の巻き込み</li> <li>・オンライン配信の環境整備 内容</li> </ul>	30
2	継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営費の拠出方法</li> <li>・開催日数、次年度の取組み</li> <li>・夜間開催を含む将来の継続 につながる内容か</li> </ul>	15
3	プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ターゲット・コンセプト</li> <li>・プロモーション方法、内容</li> </ul>	10
4	企画力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域性(千葉県ならではの)</li> <li>・場や空間の魅力を活かしているか</li> <li>・オンラインの活用等新たな</li> </ul>	10

6	魅力的な 景観の形 成	・景観整備内容 ・公共性	10
7	提案全体	・プレゼンテーション対応など ・提案全般の魅力についての評価	15
合計			100

		・提案全般の魅力についての 評価	
8	特別評価（今年 度限り）	（1）新型コロナウイルス感 染症対策を取り入れたイベ ントのモデルケースとなり うる事業	+20
		（2）「二次交通の整備」を 取り入れた事業	+5
合計			125

※この「千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度」は東京2020公認プログラムの認証を取得しております。

		取組み ・将来のナイトタイムエコノ ミー推進につながる発展 性があるか	
5	消費につな がる仕組 み	・消費につながる仕組み ・地域への波及効果 ・複数の消費喚起方法	10
6	魅力的な景 観の形 成	・景観整備内容 ・公共性 ・夜間以外の事業開催にあっ ては、非日常的な演出や景 観・環境整備等をしている か	10
7	提案全体	・プレゼンテーションでの対 応など ・提案全般の魅力についての 評価	15
8	特別評価（今年 度限り）	（1）新型コロナウイルス感 染症対策を取り入れたイベ ントのモデルケースとなり うる事業	+20
		（2）「二次交通の整備」を 取り入れた事業	+5
合計			125

※この「千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度」は東京2020公認プログラムの認証を取得しております。

<p>(3) 結果通知</p> <p>ア 通知日</p> <p>令和元年（2019年）7月下旬～8月上旬</p> <p>具体的な通知日については、プレゼンテーション審査実施日にご連絡します。</p> <p>イ 通知方法</p> <p>申請者に対し通知書により通知するとともに、支援決定事業については、プレスリリース及び市ホームページで公表します。</p>	<p>ただし、本制度に基づく応募事業及び支援決定事業につきましては、東京2020公認プログラム認証」の対象外であり、文言及びマーク等の使用をしないで下さい。</p> <p>（別途、事業ごとに、「東京2020参画プログラム」への申請が必要となります。）</p> <p>(3) 結果通知</p> <p>ア 通知日</p> <p>令和2年（2020年）9月中（予定）</p> <p>具体的な通知日については、追って事務局からご連絡します。</p> <p>イ 通知方法</p> <p>申請者に対し通知書により通知するとともに、支援決定事業については、プレスリリース及び市ホームページで公表します。</p>	<p>ただし、本制度に基づく応募事業及び支援決定事業につきましては、東京2020公認プログラム認証」の対象外であり、文言及びマーク等の使用をしないで下さい。</p> <p>（別途、事業ごとに、「東京2020参画プログラム」への申請が必要となります。）</p> <p>(3) 結果通知</p> <p>ア 通知日</p> <p>令和2年（2020年）9月中（予定）</p> <p>具体的な通知日については、追って事務局からご連絡します。</p> <p>イ 通知方法</p> <p>申請者に対し通知書により通知するとともに、支援決定事業については、プレスリリース及び市ホームページで公表します。</p>
<p>10 実績報告</p> <p>事業が終了したときは、終了した日から30日以内に次の書類の提出により、実績報告をお願いします。実績報告に基づき、補助金額を決定します。</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>ア 実績報告書（様式第7号）</p> <p>イ 事業報告書（様式第7号の2）</p> <p>ウ 事業経過及び成果がわかる書類</p> <p>エ 補助対象経費となる領収書</p> <p>オ その他市長が必要と認める書類</p>	<p>12 実績報告</p> <p>事業が終了したときは、終了した日から30日以内に次の書類の提出により、実績報告をお願いします。実績報告に基づき、補助金額を決定します。</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>ア 実績報告書（様式第7号）</p> <p>イ 事業報告書（様式第7号の2）</p> <p>ウ 事業経過及び成果がわかる書類</p> <p>エ 収支に係る証拠書類（領収書、契約書、請求書等）の写し</p> <p>オ 領収書と対応した内訳書</p> <p>カ その他市長が必要と認める書類</p>	<p>12 実績報告</p> <p>事業が終了したときは、終了した日から30日以内に次の書類の提出により、実績報告をお願いします。実績報告に基づき、補助金額を決定します。</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>ア 実績報告書（様式第7号）</p> <p>イ 事業報告書（様式第7号の2）</p> <p>ウ 事業経過及び成果がわかる書類</p> <p>エ 収支に係る証拠書類（領収書、契約書、請求書等）の写し</p> <p>オ 領収書と対応した内訳書</p> <p>カ その他市長が必要と認める書類</p>

(2) 提出先

千葉市中央区千葉港 1 番 1 号  
千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛  
TEL : 043-245-5359  
FAX : 043-245-5558

(3) 提出期限

事業終了後 30 日以内  
(持参の場合、土、日及び休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで) なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。

11 交付請求

補助金額確定通知書が届いたら、補助金交付請求書(様式第 9 号)を提出してください。補助金額交付請求書に基づき、補助金をお支払します。

(1) 提出先

千葉市中央区千葉港 1 番 1 号  
千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛  
TEL : 043-245-5359  
FAX : 043-245-5558

12 問い合わせ

千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課  
〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号(千葉市役所 2 階)  
電話 : 043-245-5359 担当 : 廣岡、大熊

(2) 提出先

千葉市中央区千葉港 1 番 1 号  
千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛  
TEL : 043-245-5359  
FAX : 043-245-5558

(3) 提出期限

事業終了後 30 日以内までに提出書類原本の提出をお願いします。  
(持参の場合、土、日及び休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで) なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。

13 交付請求

補助金額確定通知書が届いたら、補助金交付請求書(様式第 9 号)を提出してください。補助金額交付請求書に基づき、補助金をお支払します。

(1) 提出先

千葉市中央区千葉港 1 番 1 号  
千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛  
TEL : 043-245-5359  
FAX : 043-245-5558

14 問い合わせ

千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課  
〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号(千葉市役所 2 階)  
電話 : 043-245-5359 担当 : 廣岡、大熊

(2) 提出先

千葉市中央区千葉港 1 番 1 号  
千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛  
TEL : 043-245-5359  
FAX : 043-245-5558

(3) 提出期限

事業終了後 30 日以内までに提出書類原本の提出をお願いします。  
(持参の場合、土、日及び休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで) なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。

13 交付請求

補助金額確定通知書が届いたら、補助金交付請求書(様式第 9 号)を提出してください。補助金額交付請求書に基づき、補助金をお支払します。

(1) 提出先

千葉市中央区千葉港 1 番 1 号  
千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛  
TEL : 043-245-5359  
FAX : 043-245-5558

14 問い合わせ

千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課  
〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号(千葉市役所 2 階)  
電話 : 043-245-5359 担当 : 廣岡、大熊

令和2年（2020年）度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度  
事前申請書

令和2年 月 日

（あて先）千葉市長

申込者	所在地
	商号（名称）
	代表者氏名 <sup>㊞</sup>
	※申請者（法人にあたってはその代表者）が自署しない場合は、 記名押印すること。
	（担当者名）
	（電話番号）
	（FAX 番号）

「令和2年（2020年）度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度対象事業募集要項」の記載事項を全て承諾の上、事前申請します。

提案事業名

令和2年（2020年）度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度  
事前申請書

令和2年 月 日

（あて先）千葉市長

申込者	所在地
	商号（名称）
	代表者氏名 <sup>㊞</sup>
	※申請者（法人にあたってはその代表者）が自署しない場合は、 記名押印すること。
	（担当者名）
	（電話番号）
	（FAX 番号）

「令和2年（2020年）度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度対象事業募集要項」の記載事項を全て承諾の上、事前申請します。

提案事業名



令和2年（2020年）度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度  
中大規模応募枠（補助申請額100万円以上）

募集要項（案） 新旧対照表

昨年度	諮問（案）	答申
<p>募集期間：令和元年（2019年）5月15日～令和元年（2019年）6月28日</p> <p>1 趣旨                      ナイトタイムエコノミーの推進による地域経済活性化及び夜間におけるにぎわいの創出などを目的として、ナイトタイムエコノミー推進に資する事業に対して支援を行うことで、ナイトコンテンツの拡充を図るとともに、夜の都市空間づくりにつなげていく。</p> <p>2 募集テーマ                      千葉市ならではのナイトコンテンツの創出</p>	<p>募集期間：令和2年（2020年）7月22日（水）～令和2年（2020年）8月19日（水）</p> <p>※申請手続きに先立ち、プレントリーが必要です。プレントリー期間は令和2年（2020年）7月22日（水）～令和2年（2020年）8月5日（水）となります。</p> <p>1 趣旨                      ナイトタイムエコノミーの推進による地域経済活性化及び夜間におけるにぎわいの創出などを目的として、ナイトタイムエコノミー推進に資する事業に対して支援を行うことで、ナイトコンテンツの拡充を図るとともに、夜の都市空間づくりにつなげていく。</p> <p>2 募集テーマ                      「ウィズコロナ」「アフターコロナ」において、感染症拡大防止と夜間のにぎわい創出の両立を実現する千葉市ならではのナイトコンテンツの創出</p>	<p>令和2年度は千葉市における将来のナイトタイムエコノミー推進につながるよう、ナイトタイムエコノミーが提供する魅力を意欲的に解釈し、夜間以外でもその魅力を発揮できる多様な事業を支援します。</p> <p>募集期間：令和2年（2020年）7月22日（水）～令和2年（2020年）8月19日（水）</p> <p>※申請手続きに先立ち、プレントリーが必要です。プレントリー期間は令和2年（2020年）7月22日（水）～令和2年（2020年）8月5日（水）となります。</p> <p>1 趣旨                      ナイトタイムエコノミーの推進による地域経済活性化及び夜間におけるにぎわいの創出などを目的として、ナイトタイムエコノミー推進に資する事業に対して支援を行うことで、ナイトコンテンツの拡充を図るとともに、夜の都市空間づくりにつなげていく。</p> <p>2 募集テーマ                      「ウィズコロナ」「アフターコロナ」において、<u>感染症拡大防止対策を実施し、ナイトタイムエコノミー推進につながる、千葉市ならではのコンテンツの創出</u>                      ※令和2年度は夜間に限定せず、幅広い時間帯の事業を支援しま</p>

<p>3 支援対象</p> <p>定期的に行われる千葉市の夜の定番になりえるコンテンツ（既存事業の拡充を含む）</p>	<p>3 支援対象</p> <p>定期的に行われる千葉市の夜の定番になりえるコンテンツ（既存事業の拡充を含む）</p>	<p><u>す。</u></p> <p>3 支援対象</p> <p>定期的に行われる<u>千葉市における将来のナイトタイムエコノミ</u> <u>ー推進につながり、定番になりえるコンテンツ（既存事業の拡充</u> <u>を含む。）</u></p> <p><u>※令和2年度は夜間に限定せず、幅広い時間帯の事業を支援しま</u> <u>す。</u></p>
<p>4 対象事業者</p> <p>(1) 会社</p> <p>会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。</p> <p>(2) 一般社団法人</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づいて設立される社団法人をいう。</p> <p>(3) 一般財団法人</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づいて設立される財団法人をいう。</p> <p>(4) 公益社団法人</p> <p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1項第1号に規定する公益社団法人をいう。</p> <p>(5) 公益財団法人</p> <p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1項第2号に規定する公益財団法人</p>	<p>4 対象事業者</p> <p>(1) 会社</p> <p>会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。</p> <p>(2) 一般社団法人</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づいて設立される社団法人をいう。</p> <p>(3) 一般財団法人</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づいて設立される財団法人をいう。</p> <p>(4) 公益社団法人</p> <p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1項第1号に規定する公益社団法人をいう。</p> <p>(5) 公益財団法人</p> <p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1項第2号に規定する公益財団法人</p>	<p>4 対象事業者</p> <p>(1) 会社</p> <p>会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。</p> <p>(2) 一般社団法人</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づいて設立される社団法人をいう。</p> <p>(3) 一般財団法人</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づいて設立される財団法人をいう。</p> <p>(4) 公益社団法人</p> <p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1項第1号に規定する公益社団法人をいう。</p> <p>(5) 公益財団法人</p> <p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1項第2号に規定する公益財団法人</p>

<p>をいう。</p> <p>(6) 商業団体</p> <p>商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第5条第1項に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合及び経済事業を行う任意の団体で市長が認める者をいう。</p> <p>(7) NPO法人</p> <p>特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づいて設立される特定非営利活動法人をいう。</p> <p>(8) その他法律に基づいて設立される法人</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、支援対象者に該当しないものとし、支援期間終了までの間に新たに次の各号のいずれかに該当した者は、将来にわたり支援対象者の資格を失うものとする。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者</p> <p>(2) 代表者又は役員が暴力団員である者</p> <p>(3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者</p> <p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者</p> <p>(5) 宗教活動または政治活動を目的とする者</p>	<p>をいう。</p> <p>(6) 商業団体</p> <p>商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第5条第1項に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合及び経済事業を行う任意の団体で市長が認める者をいう。</p> <p>(7) NPO法人</p> <p>特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づいて設立される特定非営利活動法人をいう。</p> <p>(8) その他法律に基づいて設立される法人</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、支援対象者に該当しないものとし、支援期間終了までの間に新たに次の各号のいずれかに該当した者は、将来にわたり支援対象者の資格を失うものとする。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者</p> <p>(2) 代表者又は役員が暴力団員である者</p> <p>(3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者</p> <p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者</p> <p>(5) 宗教活動または政治活動を目的とする者</p>	<p>をいう。</p> <p>(6) 商業団体</p> <p>商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第5条第1項に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合及び経済事業を行う任意の団体で市長が認める者をいう。</p> <p>(7) NPO法人</p> <p>特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づいて設立される特定非営利活動法人をいう。</p> <p>(8) その他法律に基づいて設立される法人</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、支援対象者に該当しないものとし、支援期間終了までの間に新たに次の各号のいずれかに該当した者は、将来にわたり支援対象者の資格を失うものとする。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者</p> <p>(2) 代表者又は役員が暴力団員である者</p> <p>(3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者</p> <p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者</p> <p>(5) 宗教活動または政治活動を目的とする者</p>
---	---	---

(6) 公序良俗に反する等、市長が不適当と認める者

#### 5 対象事業

千葉市におけるナイトタイムエコノミー推進に資する事業で、次の各号に掲げる要件をすべて満たす事業。

(1) 当該事業について(※)、千葉市から補助金、負担金等の財政的支援を受けていないこと。

(※) 応募事業者が別の事業等で千葉市から財政的支援を受けていても、本条件には抵触しない。

(2) 既存事業の拡充にあつては、当該事業に千葉市が共催していないこと。

(3) 市内外からの誘客が見込める事業であること。

(4) 千葉市内で行われること。

(5) 主たる時間帯が、日没から日の出までであること(日没前からの継続コンテンツも含む)。

(6) 原則として、平成31年度以降に実施される新規の事業であること。既存事業の拡充にあつては、夜間の更なる集客が見込まれること。

(6) 公序良俗に反する等、市長が不適当と認める者

#### 5 対象事業

千葉市におけるナイトタイムエコノミー推進に資する事業で、次の(1)～(11)までの各号に掲げる要件をすべて満たす事業。新型コロナウイルス感染症の影響を受けずに実施できる事業が望ましい。

※前年度の支援事業についても応募可能。ただし、前年度の結果を踏まえた改善・拡充をすること。

(1) 当該事業について(※)、千葉市から補助金、負担金等の財政的支援を受けていないこと。

(※) 応募事業者が別の事業等で千葉市から財政的支援を受けていても、本条件には抵触しない。

(2) 既存事業の拡充にあつては、当該事業に千葉市が共催していないこと。

(3) 市内外からの誘客が見込める事業であること。ただし、料金徴収または明らかな経済効果が期待できる場合に限り、千葉市の会場からのVR・動画配信等リモートでのオンライン開催による事業も可とする。

(4) 千葉市内で行われること。

(5) 主たる時間帯が、日没から日の出までであること(日没前からの継続コンテンツも含むが、夜間にメインコンテンツを実施すること)。

(6) 原則として、令和2年度以降に実施される新規の事業であること。既存事業の拡充にあつては、夜間の更なる集客が見込まれること。

(6) 公序良俗に反する等、市長が不適当と認める者

#### 5 対象事業

千葉市におけるナイトタイムエコノミー推進に資する事業で、次の(1)～(11)までの各号に掲げる要件をすべて満たす事業。新型コロナウイルス感染症の影響を受けずに実施できる事業が望ましい。

※前年度の支援事業についても応募可能。ただし、前年度の結果を踏まえた改善・拡充をすること。

(1) 当該事業について(※)、千葉市から補助金、負担金等の財政的支援を受けていないこと。

(※) 応募事業者が別の事業等で千葉市から財政的支援を受けていても、本条件には抵触しない。

(2) 既存事業の拡充にあつては、当該事業に千葉市が共催していないこと。

(3) 市内外からの誘客が見込める事業であること。ただし、千葉市におけるナイトタイムエコノミー推進につながる事業と認められる場合は、千葉市の会場からのVR・動画配信等リモートでのオンライン開催による事業も可とする。

(4) 千葉市内で行われること。

(5) 主たる時間帯が、日没から日の出までであること。ただし、千葉市における将来のナイトタイムエコノミー推進につながる事業と認められる場合は、この限りではない。

(6) 原則として、令和2年度以降に実施される新規の事業であること。既存事業の拡充にあつては、夜間の更なる集客が見込まれること。

<p>(7) 次年度以降は参加者から徴収する料金あるいは協賛等にて事業を継続して行うことができると見込まれること。</p> <p>(8) 夜間照明、プロジェクションマッピング、ステージ、屋台・オープンバーの設置等によって、通常の景観と異なる空間を演出すること。または、特徴的な建造物・空間の夜間利用を行うこと。</p> <p>(例) 屋外でのイベントの他、図書館・美術館などの文化施設を用いて、夜間ならではの文化イベント（夜の読書会や演劇等）を開催することも対象に含まれます。</p>	<p>(7) 次年度以降は参加者から徴収する料金あるいは協賛等にて事業を継続して自走させることができると見込まれること。</p> <p>(8) 夜ならではの演出を行うこと。なお、夜間照明、プロジェクションマッピング、ステージの設置等によって、通常の景観と異なる空間を演出すること、または、特徴的な建造物・空間の夜間利用を行うことが望ましい。</p> <p>(例) 屋外でのイベントの他、図書館・美術館などの文化施設を用いて、夜間ならではの文化イベント（夜の読書会や演劇等）を開催することも対象に含まれます。</p>	<p>(7) 次年度以降は参加者から徴収する料金あるいは協賛、<u>オンライン課金やクラウドファンディング等</u>にて事業を継続して自走させることができると見込まれること。</p> <p>(8) 夜ならではの演出を行うこと。なお、夜間照明、プロジェクションマッピング、ステージの設置等によって、通常の景観と異なる空間を演出すること、または、特徴的な建造物・空間の夜間利用を行うことが望ましい。 <u>ただし、オンライン開催が認められた事業はこの限りではない。</u></p> <p>(例) ・<u>屋外でのイベント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>図書館、美術館などの文化施設を用いた、夜間ならではの文化イベント（夜の読書会や演劇等）</u></li> <li>・<u>千葉市の会場からのVR・動画配信等リモートでのオンラインイベント（オンラインライブ等）</u></li> <li>・<u>夜間の各種自然体験ツアー（星空ツアー等）</u></li> <li>・<u>早朝のアクティビティ（宿泊を誘発できるもの）</u> など</li> </ul>
<p>(9) 令和2年（2020年）3月31日までに完了する事業</p>	<p>(9) 開催場所等について、事前に開催可能か確認をすること。</p> <p>(10) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策をすること。事業実施にあたって、国の指針及び関連業界の新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインを遵守すること。</p> <p>(例) ①3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）を回避する対策をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>②アルコール消毒液を設置し、来場者に手指消毒を促す。</li> <li>③来場者がよく触れる物を除菌シートで消毒する。</li> <li>④アルコールの提供を控える。</li> <li>⑤歌唱する場合は、ビニールカーテンやアクリル板を使用する。 など</li> </ul>	<p>(9) 開催場所等について、事前に開催可能か確認をすること。</p> <p>(10) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策をすること。事業実施にあたって、国の指針及び関連業界の新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインを遵守すること。</p> <p>(例) ①3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）を回避する対策をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>②アルコール消毒液を設置し、来場者に手指消毒を促す。</li> <li>③来場者がよく触れる物を除菌シートで消毒する。</li> <li>④<u>飛沫感染の恐れがある場合は、ビニールカーテンやアクリル板を使用する。</u> など</li> </ul>

6 支援内容

(1) 関係者調整

公共の場の開放や警察との協議等、支援事業実施に向けた関係者との調整支援を行います。

(2) 補助金交付

支援事業の実施に要する費用の補助を行います。

ア 補助対象経費

(ア) ソフト事業

- a 音楽・文芸・美術費
- b 舞台費
- c 印刷費
- d 謝金・人件費
- e 宣伝費
- f 記録費
- g 通信費
- h 旅費

(イ) ハード事業

- a 工事請負費
- b 会場費・演出機材費

(11) 令和3年(2021年)2月28日までに完了する事業。  
※新型コロナウイルス感染症の情勢により、千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会から、事業の自粛や延期、中止などを要請することがあります。

6 支援内容

(1) 関係者調整

公共の場の開放や警察との協議等、支援事業実施に向けた関係者との調整支援を行います。

(2) 補助金交付

支援事業の実施に要する費用の補助を行います。

ア 補助対象経費

(ア) ソフト事業

- a 音楽・文芸・美術費
- b 舞台費
- c 印刷費
- d 謝金・人件費
- e 宣伝費
- f 記録費
- g 通信費
- h 旅費
- i 交通手段の確保に関わる経費

(イ) ハード事業

- a 工事請負費
- b 会場費・演出機材費

(11) 令和3年(2021年)2月28日までに完了する事業。

※新型コロナウイルス感染症の情勢により、千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会から、事業の自粛や延期、中止などを要請することがあります。

6 支援内容

(1) 関係者調整

公共の場の開放や警察との協議等、支援事業実施に向けた関係者との調整支援を行います。

(2) 補助金交付

支援事業の実施に要する費用の補助を行います。

ア 補助対象経費

(ア) ソフト事業

- a 音楽・文芸・美術費
- b 舞台費
- c 印刷費
- d 謝金・人件費
- e 宣伝費
- f 記録費
- g 通信費
- h 旅費
- i 交通手段の確保に関わる経費

(イ) ハード事業

- a 工事請負費
- b 会場費・演出機材費

イ 補助金の額

補助対象経費の2分の1以内の額で、1,000万円を限度とします。

(千円未満は切り捨て)

ただし、内訳として、ソフト事業経費、ハード事業経費ともに500万円を限度とします。

なお、下限額として、ソフト事業経費+ハード事業経費において100万円(事業費ベース200万円)を目安(※)とします。

(※)あくまで目安額であり、事業費でこれを下回った場合に、応募の対象外となるものではありません。

イ 補助金の額

(ア) 補助申請額

a 令和2年度新規応募事業

補助対象経費の2分の1以内の額で、100万円以上1,000万円以内とします。

(千円未満は切り捨て)

ただし、内訳としてソフト事業経費、ハード事業経費ともに500万円を限度とします。

b 前年度支援事業

補助対象経費の2分の1以内の額で、100万円以上500万円以内とします。

(千円未満は切り捨て)

※ただし、前年度に収益が生じた事業の場合、500万円から収益分を差し引いた額を上限とする。

(例) 前年度事業収益150万円の場合：補助対象経費の1/2以内、上限350万円

(イ) 補助金交付決定額

補助金交付決定額は、予算の範囲内での決定であり、また千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会の諮問・答申を受けて決定するため、希望額どおりにならない場合があります。

補助金交付決定にあたって、千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会から交付条件が付される場合があります。

※交付条件が付された場合、交付条件に合わせて修正した事業計画を報告していただき、千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会の承認を得る必要があります。

イ 補助金の額

(ア) 補助申請額

a 令和2年度新規応募事業

補助対象経費の2分の1以内の額で、100万円以上1,000万円以内とします。

(千円未満は切り捨て)

ただし、内訳としてソフト事業経費、ハード事業経費ともに500万円を限度とします。

b 前年度支援事業

補助対象経費の2分の1以内の額で、100万円以上500万円以内とします。

(千円未満は切り捨て)

※ただし、前年度に収益が生じた事業の場合、500万円から収益分を差し引いた額を上限とする。

(例) 前年度事業収益150万円の場合：補助対象経費の1/2以内、上限350万円

(イ) 補助金交付決定額

補助金交付決定額は、予算の範囲内での決定であり、また千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会の諮問・答申を受けて決定するため、希望額どおりにならない場合があります。

補助金交付決定にあたって、千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会から交付条件が付される場合があります。

※交付条件が付された場合、交付条件に合わせて修正した事業計画を報告していただき、千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会の承認を得る必要があります。

(3) プロモーション支援

支援事業の認定、後援を行い、市の広報媒体等でのプロモーションを行います。

(ウ) 補助金確定額

補助金の最終確定額は、実績報告書により算出されますので、補助金交付決定額どおりとは限りません。

(3) プロモーション支援

支援事業の認定、後援を行い、市の広報媒体等でのプロモーションを行います。

(ウ) 補助金確定額

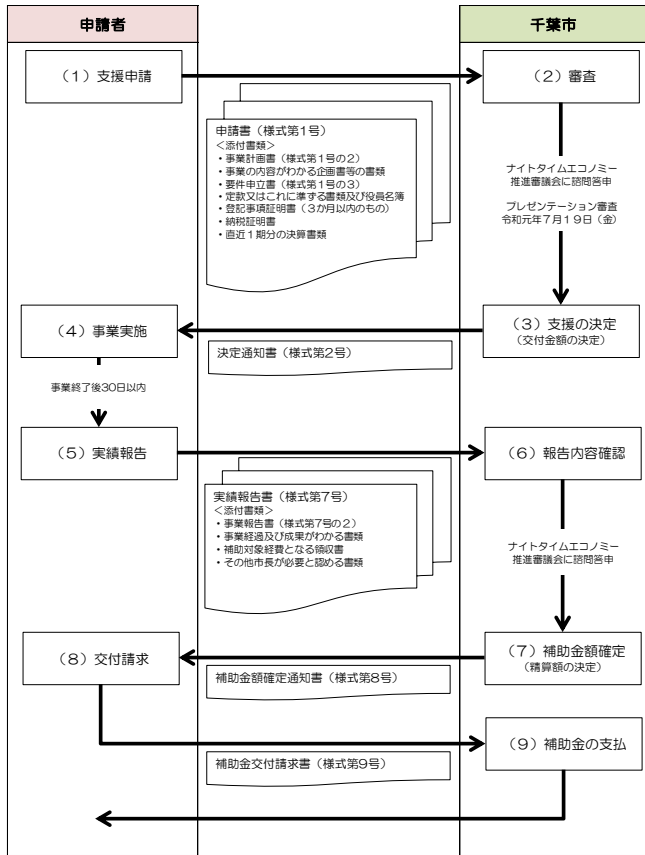
補助金の最終確定額は、実績報告書により算出されますので、補助金交付決定額どおりとは限りません。

(3) プロモーション支援

支援事業の認定、後援を行い、市の広報媒体等でのプロモーションを行います。

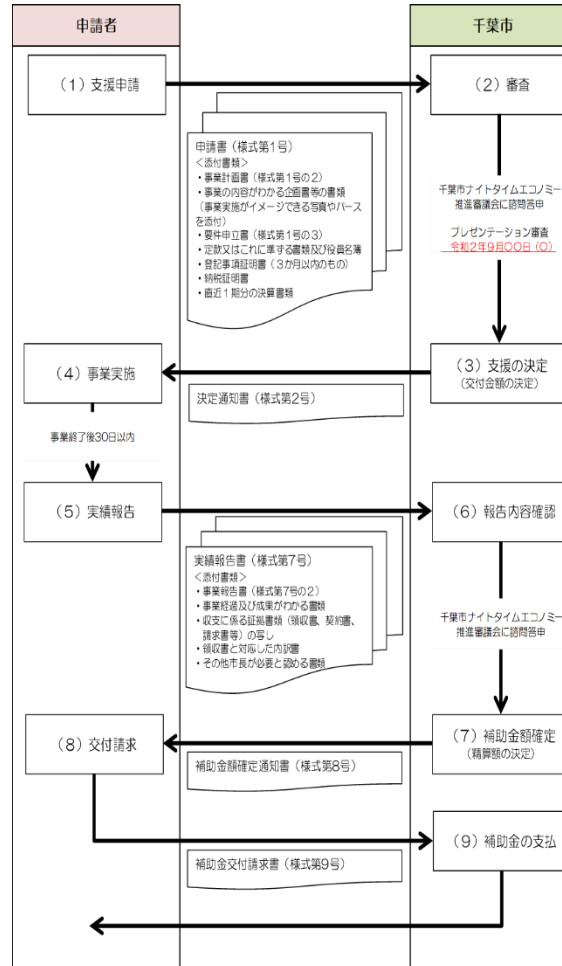


7 申請の流れ



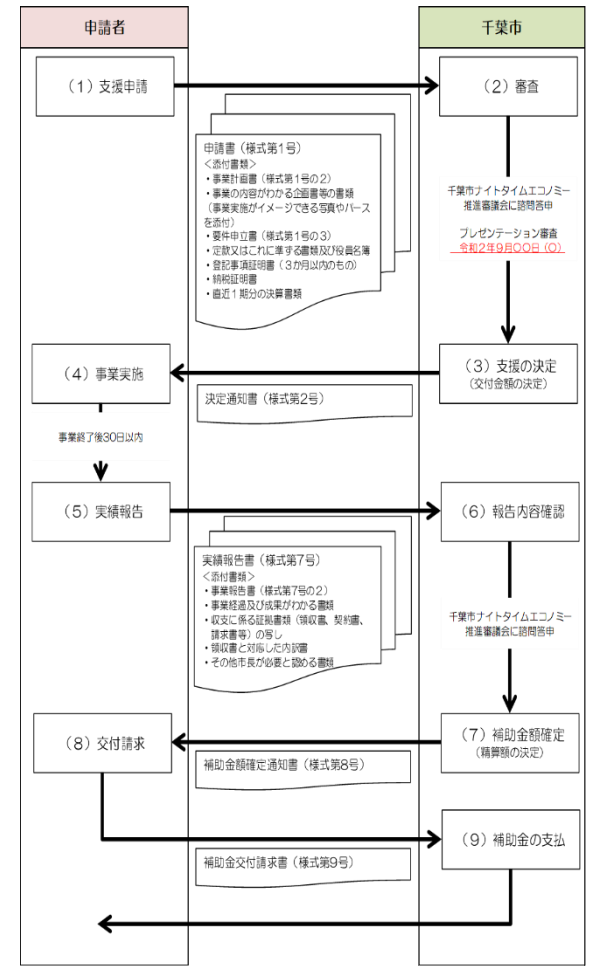
※補助金の事前交付を希望する場合【要綱第15条】  
 条件：1回のみ、交付決定額の1/2以内  
 提出書類：補助金事前交付請求書(様式第10号)、決定通知書の写し、資金計画書  
 ※支援決定後、事業の変更・中止・廃止を行う場合【要綱第11条】  
 提出書類：事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)

7 申請の流れ



※補助金の事前交付を希望する場合【要綱第15条】  
 条件：1回のみ、交付決定額の1/2以内  
 提出書類：補助金事前交付請求書(様式第10号)、決定通知書の写し、資金計画書  
 ※補助金の交付決定にあたって、交付条件が付された場合  
 提出書類：補助金交付条件についての報告  
 ※支援決定後、事業の変更・中止・廃止を行う場合【要綱第11条】  
 提出書類：事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)

7 申請の流れ



※補助金の事前交付を希望する場合【要綱第15条】  
 条件：1回のみ、交付決定額の1/2以内  
 提出書類：補助金事前交付請求書(様式第10号)、決定通知書の写し、資金計画書  
 ※補助金の交付決定にあたって、交付条件が付された場合  
 提出書類：補助金交付条件についての報告  
 ※支援決定後、事業の変更・中止・廃止を行う場合【要綱第11条】  
 提出書類：事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)

<p>8 申請手続き</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>ア 申請書 (様式第1号)</p> <p>イ 事業計画書 (様式第1号の2)</p> <p>ウ 事業の内容がわかる企画書等の書類</p>	<p>8 プレエントリー</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>令和2年(2020年)度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度事前申請書</p> <p>(2) 提出先</p> <p>千葉市中央区千葉港1番1号</p> <p>千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛</p> <p>TEL : 043-245-5359</p> <p>FAX : 043-245-5558</p> <p>(3) 受付期間</p> <p>令和2年(2020年)7月22日(水)から令和2年(2020年)8月5日(水)までに提出書類原本の提出をお願いします。</p> <p>(持参の場合、土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで)なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。</p> <p>9 申請手続き</p> <p>※申請手続きに先立ち、プレエントリーが必要です。プレエントリー期間は令和2年(2020年)7月22日(水)～令和2年(2020年)8月5日(水)となります。</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>ア 申請書 (様式第1号)</p> <p>イ 事業計画書 (様式第1号の2)</p> <p>ウ 事業の内容がわかる企画書等の書類</p> <p>※提出段階で確定していない事項は、「(予定)」と付記してください。</p>	<p>8 プレエントリー</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>令和2年(2020年)度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度事前申請書</p> <p>(2) 提出先</p> <p>千葉市中央区千葉港1番1号</p> <p>千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛</p> <p>TEL : 043-245-5359</p> <p>FAX : 043-245-5558</p> <p>(3) 受付期間</p> <p>令和2年(2020年)7月22日(水)から令和2年(2020年)8月5日(水)までに提出書類原本の提出をお願いします。</p> <p>(持参の場合、土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで)なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。</p> <p>9 申請手続き</p> <p>※申請手続きに先立ち、プレエントリーが必要です。プレエントリー期間は令和2年(2020年)7月22日(水)～令和2年(2020年)8月5日(水)となります。</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>ア 申請書 (様式第1号)</p> <p>イ 事業計画書 (様式第1号の2)</p> <p>ウ 事業の内容がわかる企画書等の書類</p> <p>※提出段階で確定していない事項は、「(予定)」と付記してください。</p>
--	--	--

<p>エ 要件確認申立書（様式第1号の3）</p> <p>オ 定款又はこれに準ずる書類及び役員名簿</p> <p>カ 登記事項証明書（3か月以内のもの）</p> <p>キ 納税証明書</p> <p>ク 直近1期分の決算書類</p> <p>（2）提出先</p> <p>千葉市中央区千葉港1番1号</p> <p>千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛</p> <p>TEL：043-245-5359</p> <p>FAX：043-245-5558</p> <p>（3）受付期間</p> <p>令和元年（2019年）5月15日から令和元年（2019年）6月28日まで</p> <p>（持参の場合、土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで）なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。</p>	<p>※事業実施がイメージできる写真やパースを添付してください。</p> <p>エ 要件確認申立書（様式第1号の3）</p> <p>オ 定款又はこれに準ずる書類及び役員名簿</p> <p>カ 登記事項証明書（3か月以内のもの）</p> <p>キ 納税証明書</p> <p>ク 直近1期分の決算書類</p> <p>（2）提出先</p> <p>千葉市中央区千葉港1番1号</p> <p>千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛</p> <p>TEL：043-245-5359</p> <p>FAX：043-245-5558</p> <p>（3）受付期間</p> <p>令和2年（2020年）7月22日（水）から令和2年（2020年）8月19日（水）までに提出書類原本の提出をお願いします。</p> <p>（持参の場合、土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで）なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。</p> <p>10 説明会</p> <p>（1）開催日時 令和2年7月〇〇日（水）〇〇時〇〇分より1時間程度</p> <p>（2）開催場所 オンライン会議（ZOOM）</p> <p>ミーティング ID、パスワードは当日ホームページにてご案内します。</p>	<p>※事業実施がイメージできる写真やパースを添付してください。</p> <p>エ 要件確認申立書（様式第1号の3）</p> <p>オ 定款又はこれに準ずる書類及び役員名簿</p> <p>カ 登記事項証明書（3か月以内のもの）</p> <p>キ 納税証明書</p> <p>ク 直近1期分の決算書類</p> <p>（2）提出先</p> <p>千葉市中央区千葉港1番1号</p> <p>千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛</p> <p>TEL：043-245-5359</p> <p>FAX：043-245-5558</p> <p>（3）受付期間</p> <p>令和2年（2020年）7月22日（水）から令和2年（2020年）8月19日（水）までに提出書類原本の提出をお願いします。</p> <p>（持参の場合、土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで）なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。</p> <p>10 説明会</p> <p>（1）開催日時 令和2年7月〇〇日（水）〇〇時〇〇分より1時間程度</p> <p>（2）開催場所 オンライン会議（ZOOM）</p> <p>ミーティング ID、パスワードは当日ホームページにてご案内します。</p>
---	---	---

## 9 審査

### (1) 審査方法

受付期間中に応募のあった事業について、千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会にて審査を行います。（なお、応募が多数の場合は、事前に4事業程度まで絞り込みを実施します。）評価は点数制とし、最も合計点数の高いものから支援を決定し、予算上限に達し次第終了とします。予算上限に達したときの応募事業について、補助金交付金額は予算残額を上限額とします。

### (2) プレゼンテーションについて

#### ア 日時

令和元年（2019年）7月19日（金）

応募者ごとに時間を指定します。

#### イ 場所

千葉市役所議会棟第5委員会室

#### ウ 審査方法

1社あたり10分程度のプレゼンテーションと15分程度の

### (3) 開催内容

- ア ナイトタイムエコノミーの趣旨説明及び前年度の審議会総括
- イ 前年度支援事業の動画上映
- ウ 令和2年度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度募集要項について
- エ 令和2年度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度審査要領について
- オ 質疑応答

## 11 審査

### (1) 審査方法

受付期間中に応募のあった事業について、千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会にて、プレゼンテーション審査を行います。（なお、応募が多数の場合は、事前に絞り込みを実施することがあります。）評価は点数制とし、最も合計点数の高いものから支援を決定し、予算上限に達し次第終了とします。予算上限に達したときの応募事業について、補助金交付金額は予算残額を上限額とします。

### (2) 審査について

#### ア 日時

令和2年（2020年）9月〇〇日（〇）

応募者ごとに時間を指定します。

#### イ 場所

〇〇〇〇〇

#### ウ 審査方法

1社あたり10分程度のプレゼンテーションと15分程度の

### (3) 開催内容

- ア ナイトタイムエコノミーの趣旨説明及び前年度の審議会総括
- イ 前年度支援事業の動画上映
- ウ 令和2年度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度募集要項について
- エ 令和2年度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度審査要領について
- オ 質疑応答

## 11 審査

### (1) 審査方法

受付期間中に応募のあった事業について、千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会にて、プレゼンテーション審査を行います。（なお、応募が多数の場合は、事前に絞り込みを実施することがあります。）評価は点数制とし、最も合計点数の高いものから支援を決定し、予算上限に達し次第終了とします。予算上限に達したときの応募事業について、補助金交付金額は予算残額を上限額とします。

### (2) 審査について

#### ア 日時

令和2年（2020年）9月〇〇日（〇）

応募者ごとに時間を指定します。

#### イ 場所

〇〇〇〇〇

#### ウ 審査方法

1社あたり10分程度のプレゼンテーションと15分程度の

質疑応答により実施。

プレゼンテーションに参加できる人数は2名までとし、提出書類のみを使用すること。

※パソコンとプロジェクターは市側で準備します。

エ 審査員

千葉県ナイトタイムエコノミー推進審議会

オ 審査基準

	評価項目	評価の着眼点 (主として評価する内容)	配点
1	実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心</li> <li>・運営体制</li> <li>・スケジュール</li> <li>・類似事業実績</li> <li>・地域の事業者の巻き込み</li> </ul>	30
2	継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営費の抛方法</li> <li>・開催日数・次年度の取組み</li> </ul>	15
3	プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ターゲット・コンセプト</li> <li>・プロモーション方法、内容</li> </ul>	10
4	企画力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域性（千葉県ならではか）</li> <li>・場や空間の魅力を活かしているか</li> </ul>	10
5	消費につながる仕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費につながる仕組み</li> <li>・地域への波及効果</li> </ul>	10

質疑応答により実施。

プレゼンテーションに参加できる人数は3名までとし、提出書類を使用すること。

※パソコンとプロジェクターは市側で準備します。

※提出書類以外の資料をプレゼンテーション審査で使用

したい場合は、プレゼンテーション

審査日の一週間前までに事務局へ提出してください。

エ 審査員

千葉県ナイトタイムエコノミー推進審議会

オ 審査基準

	評価項目	評価の着眼点 (主として評価する内容)	配点
1	実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心</li> <li>・運営体制</li> <li>・スケジュール</li> <li>・類似事業実績</li> <li>・地域の事業者の巻き込み</li> </ul>	30
2	継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営費の抛方法</li> <li>・開催日数、次年度の取組み</li> </ul>	15
3	プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ターゲット・コンセプト</li> <li>・プロモーション方法、内容</li> </ul>	10
4	企画力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域性（千葉県ならではか）</li> <li>・場や空間の魅力を活かせるか</li> </ul>	10

質疑応答により実施。

プレゼンテーションに参加できる人数は3名までとし、提出書類を使用すること。

※パソコンとプロジェクターは市側で準備します。

※提出書類以外の資料をプレゼンテーション審査で使用

したい場合は、プレゼンテーション

審査日の一週間前までに事務局へ提出してください。

エ 審査員

千葉県ナイトタイムエコノミー推進審議会

オ 審査基準

	評価項目	評価の着眼点 (主として評価する内容)	配点
1	実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心</li> <li>・<u>新型コロナウイルス感染症</u></li> <li>・<u>拡大防止対策</u></li> <li>・運営体制</li> <li>・スケジュール</li> <li>・類似事業実績</li> <li>・地域の事業者の巻き込み</li> <li>・<u>オンライン配信の環境整備</u></li> <li>・<u>内容</u></li> </ul>	30
2	継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営費の抛方法</li> <li>・開催日数、次年度の取組み</li> <li>・<u>夜間開催を含む将来の継続につながる内容か</u></li> </ul>	15

	組み		
6	魅力的な 景観の形 成	・景観整備内容 ・公共性	10
7	提案全体	・プレゼンテーション対応など ・提案全般の魅力についての評価	15
合計			100

		ているか	
5	消費につな がる仕組 み	・消費につながる仕組み ・地域への波及効果	10
6	魅力的な景観 の形成	・景観整備内容 ・公共性	10
7	提案全体	・プレゼンテーションでの 対応など ・提案全般の魅力について の評価	15
8	特別評価（今年 度限り）	（1）新型コロナウイルス 感染症対策を取り入れたイ ベントのモデルケースとな りうる事業	+20
		（2）「二次交通の整備」 を取り入れた事業	+5
合計			125

3	プロモーシ ョ ン	・ターゲット・コンセプト ・プロモーション方法、内 容	10
4	企画力	・地域性（千葉市ならでは か） ・場や空間の魅力を活か せているか ・ <u>オンラインの活用等新たな 取り組み</u> ・ <u>将来のナイトタイムエコ ノミー推進につながる発 展性があるか</u>	10
5	消費につな がる仕組 み	・消費につながる仕組み ・地域への波及効果 ・ <u>複数の消費喚起方法</u>	10
6	魅力的な景観 の形成	・景観整備内容 ・公共性 ・ <u>夜間以外の事業開催にあ っては、非日常的な演出 や景観・環境整備等をし ているか</u>	10
7	提案全体	・プレゼンテーションでの 対応など ・提案全般の魅力について の評価	15

(3) 結果通知

ア 通知日

令和元年（2019年）7月下旬～8月上旬

具体的な通知日については、プレゼンテーション審査実施日にご連絡します。

イ 通知方法

申請者に対し通知書により通知するとともに、支援決定事業については、プレスリリース及び市ホームページで公表し

※この「千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度」は東京2020公認プログラムの認証を取得しております。

ただし、本制度に基づく応募事業及び支援決定事業につきましては、「東京2020公認プログラム認証」の対象外であり、文言及びマーク等の使用をしないで下さい。

（別途、事業ごとに、「東京2020参画プログラム」への申請が必要となります。）

(3) 結果通知

ア 通知日

令和2年（2020年）9月中（予定）

具体的な通知日については、追って事務局からご連絡します。

イ 通知方法

申請者に対し通知書により通知するとともに、支援決定事業については、プレスリリース及び市ホームページで公表し

8	特別評価（今年度限り）	(1) 新型コロナウイルス感染症対策を取り入れたイベントのモデルケースとなりうる事業	+20
		(2) 「二次交通の整備」を取り入れた事業	+5
合計			125

※この「千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度」は東京2020公認プログラムの認証を取得しております。

ただし、本制度に基づく応募事業及び支援決定事業につきましては、「東京2020公認プログラム認証」の対象外であり、文言及びマーク等の使用をしないで下さい。

（別途、事業ごとに、「東京2020参画プログラム」への申請が必要となります。）

(3) 結果通知

ア 通知日

令和2年（2020年）9月中（予定）

具体的な通知日については、追って事務局からご連絡します。

イ 通知方法

申請者に対し通知書により通知するとともに、支援決定事業については、プレスリリース及び市ホームページで公表し

ます。

#### 10 実績報告

事業が終了したときは、終了した日から 30 日以内に次の書類の提出により、実績報告をお願いします。実績報告に基づき、補助金額を決定します。

##### (1) 提出書類

- ア 実績報告書（様式第 7 号）
- イ 事業報告書（様式第 7 号の 2）
- ウ 事業経過及び成果がわかる書類
- エ 補助対象経費となる領収書
- オ その他市長が必要と認める書類

##### (2) 提出先

千葉市中央区千葉港 1 番 1 号  
千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛  
TEL：043-245-5359  
FAX：043-245-5558

##### (3) 提出期限

事業終了後 30 日以内  
(持参の場合、土、日及び休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで) なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。

ます。

#### 12 実績報告

事業が終了したときは、終了した日から 30 日以内に次の書類の提出により、実績報告をお願いします。実績報告に基づき、補助金額を決定します。

##### (1) 提出書類

- ア 実績報告書（様式第 7 号）
- イ 事業報告書（様式第 7 号の 2）
- ウ 事業経過及び成果がわかる書類
- エ 収支に係る証拠書類（領収書、契約書、請求書等）の写し
- オ 領収書と対応した内訳書
- カ その他市長が必要と認める書類

##### (2) 提出先

千葉市中央区千葉港 1 番 1 号  
千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛  
TEL：043-245-5359  
FAX：043-245-5558

##### (3) 提出期限

事業終了後 30 日以内までに提出書類原本の提出をお願いします。  
(持参の場合、土、日及び休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで)  
なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。

ます。

#### 12 実績報告

事業が終了したときは、終了した日から 30 日以内に次の書類の提出により、実績報告をお願いします。実績報告に基づき、補助金額を決定します。

##### (1) 提出書類

- ア 実績報告書（様式第 7 号）
- イ 事業報告書（様式第 7 号の 2）
- ウ 事業経過及び成果がわかる書類
- エ 収支に係る証拠書類（領収書、契約書、請求書等）の写し
- オ 領収書と対応した内訳書
- カ その他市長が必要と認める書類

##### (2) 提出先

千葉市中央区千葉港 1 番 1 号  
千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛  
TEL：043-245-5359  
FAX：043-245-5558

##### (3) 提出期限

事業終了後 30 日以内までに提出書類原本の提出をお願いします。  
(持参の場合、土、日及び休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで)  
なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。



11 交付請求

補助金額確定通知書が届いたら、補助金交付請求書（様式第9号）を提出してください。補助金額交付請求書に基づき、補助金をお支払します。

（1）提出先

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛

TEL：043-245-5359

FAX：043-245-5558

12 問い合わせ

千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号（千葉市役所2階）

電話：043-245-5359 担当：廣岡、大熊

13 交付請求

補助金額確定通知書が届いたら、補助金交付請求書（様式第9号）を提出してください。補助金額交付請求書に基づき、補助金をお支払します。

（1）提出先

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛

TEL：043-245-5359

FAX：043-245-5558

14 問い合わせ

千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号（千葉市役所2階）

電話：043-245-5359 担当：廣岡、大熊

13 交付請求

補助金額確定通知書が届いたら、補助金交付請求書（様式第9号）を提出してください。補助金額交付請求書に基づき、補助金をお支払します。

（1）提出先

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛

TEL：043-245-5359

FAX：043-245-5558

14 問い合わせ

千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号（千葉市役所2階）

電話：043-245-5359 担当：廣岡、大熊

令和2年（2020年）度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度  
事前申請書

令和2年 月 日

（あて先）千葉市長

申込者	所在地	
	商号（名称）	
	代表者氏名	㊟
	※申請者（法人にあたってはその代表者）が自署しない場合は、 記名押印すること。	
	（担当者名	）
	（電話番号	）
	（FAX 番号	）

「令和2年（2020年）度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度対象事業募集要項」の記載  
事項を全て承諾の上、事前申請します。

提案事業名

令和2年（2020年）度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度  
事前申請書

令和2年 月 日

（あて先）千葉市長

申込者	所在地	
	商号（名称）	
	代表者氏名	㊟
	※申請者（法人にあたってはその代表者）が自署しない場合は、 記名押印すること。	
	（担当者名	）
	（電話番号	）
	（FAX 番号	）

「令和2年（2020年）度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度対象事業募集要項」の記載  
事項を全て承諾の上、事前申請します。

提案事業名

千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度  
少額応募枠（補助申請額100万円未満）

審査要領（案） 新旧対照表

昨年度	諮問（案）	答申
<p>1 目的</p> <p>千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度応募事業の審査に関する事項を次のとおり定める。</p> <p>2 審査方法</p> <p>(1) 審査は、千葉県ナイトタイムエコノミー推進審議会（以下「審議会」という。）が、審査基準に基づき、提出書類とプレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査する。</p> <p>(2) 評価項目ごとに審議会の委員（以下「委員」という。）が評価を行う。</p> <p>(3) 各委員の評価点の合計が一番多い事業から順に支援を決定し、予算上限に達し次第終了する。</p> <p>(4) 予算上限に達したときの応募事業について、補助金交付額は予算残額を上限額とする。</p> <p>3 審査基準</p> <p>評価項目及び評価の着眼点は次のとおりとする。</p>	<p>1 目的</p> <p>千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度応募事業の審査に関する事項を次のとおり定める。</p> <p>2 審査方法</p> <p>(1) 審査は、千葉県ナイトタイムエコノミー推進審議会（以下「審議会」という。）が、審査基準に基づき、提出書類の内容を審査する。</p> <p>なお、令和2年度新規応募事業と前年度支援事業の区別は行わない。</p> <p>※必要に応じて、事務局がヒアリングを行う。</p> <p>(2) 評価項目ごとに審議会の委員（以下「委員」という。）が評価を行う。</p> <p>(3) 各委員の評価点の合計が一番多い事業から順に支援を決定し、予算上限に達し次第終了する。</p> <p>(4) 予算上限に達したときの応募事業について、補助金交付額は予算残額を上限額とする。</p> <p>3 審査基準</p> <p>評価項目及び評価の着眼点は次のとおりとする。</p>	<p>1 目的</p> <p>千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度応募事業の審査に関する事項を次のとおり定める。</p> <p>2 審査方法</p> <p>(1) 審査は、千葉県ナイトタイムエコノミー推進審議会（以下「審議会」という。）が、審査基準に基づき、提出書類の内容を審査する。</p> <p>なお、令和2年度新規応募事業と前年度支援事業の区別は行わない。</p> <p>※必要に応じて、事務局がヒアリングを行う。</p> <p>(2) 評価項目ごとに審議会の委員（以下「委員」という。）が評価を行う。</p> <p>(3) 各委員の評価点の合計が一番多い事業から順に支援を決定し、予算上限に達し次第終了する。</p> <p>(4) 予算上限に達したときの応募事業について、補助金交付額は予算残額を上限額とする。</p> <p>3 審査基準</p> <p>評価項目及び評価の着眼点は次のとおりとする。</p>

	評価項目	評価の着眼点 (主として評価する内容)	配点
1	実現性	・安全・安心 ・運営体制 ・スケジュール ・類似事業実績 ・地域の事業者の巻き込み	30
2	継続性	・運営費の拠出方法 ・開催日数・次年度の取組み	15
3	プロモーション	・ターゲット・コンセプト ・プロモーション方法、内容	10
4	企画力	・地域性(千葉市ならではか) ・場や空間の魅力を活かしているか	10
5	消費につながる仕組み	・消費につながる仕組み ・地域への波及効果	10
6	魅力的な景観の形成	・景観整備内容 ・公共性	10
7	提案全体	・プレゼンテーション対応など ・提案全般の魅力についての評価	15
合計			100

	評価項目	評価の着眼点 (主として評価する内容)	配点
1	実現性	・安全・安心 ・運営体制 ・スケジュール ・類似事業実績 ・地域の事業者の巻き込み	30
2	継続性	・運営費の拠出方法 ・開催日数、次年度の取組み	15
3	プロモーション	・ターゲット・コンセプト ・プロモーション方法、内容	10
4	企画力	・地域性(千葉市ならではか) ・場や空間の魅力を活かしているか	10
5	消費につながる仕組み	・消費につながる仕組み ・地域への波及効果	10
6	魅力的な景観の形成	・景観整備内容 ・公共性	10
7	提案全体	・プレゼンテーションでの対応など ・提案全般の魅力についての評価	15
8	特別評価	(1) 新型コロナウイルス	+20

	評価項目	評価の着眼点 (主として評価する内容)	配点
1	実現性	・安全・安心 ・ <u>新型コロナウイルス感染症拡大防止対策</u> ・運営体制 ・スケジュール ・類似事業実績 ・地域の事業者の巻き込み ・ <u>オンライン配信の環境整備内容</u>	30
2	継続性	・運営費の拠出方法 ・開催日数、次年度の取組み ・ <u>夜間開催を含む将来の継続につながる内容か</u>	15
3	プロモーション	・ターゲット・コンセプト ・プロモーション方法、内容	10
4	企画力	・地域性(千葉市ならではか) ・場や空間の魅力を活かしているか ・ <u>オンラインの活用等新たな取組み</u> ・ <u>将来のナイトタイムエコノミー推進につながる発展性があるか</u>	10
5	消費につながる仕組み	・消費につながる仕組み ・地域への波及効果 ・ <u>複数の消費喚起方法</u>	10

	ス感染症対策を取り入れたイベントのモデルケースとなりうる事業	
	(2) 「二次交通の整備」を取り入れた事業	+ 5
合計		1 2 5

#### 4 審査方法

- (1) 委員は、第3項における審査基準に基づいて審査をし、主として評価の着眼点の内容について、評価項目毎に採点する。
- (2) 委員全員の合計点が6割以上に達したものを選定の対象とする。  
参加申込者が1者のみの場合は、委員全員の合計点が6割以上に達した場合に選定対象とする。
- (3) 合計点が同点となった場合は、以下の評価手順により選定する。  
ア 「実現性」「継続性」の項目の合計点が高いこと。  
イ 委員の議決により、より多数の委員から選定されること。

#### 4 審査方法

- (1) 委員は、第3項における審査基準に基づいて審査をし、主として評価の着眼点の内容について、評価項目毎に採点する。
- (2) 委員全員の合計点が6割以上に達したものを選定の対象とする。  
参加申込者が1者のみの場合は、委員全員の合計点が6割以上に達した場合に選定対象とする。
- (3) 合計点が同点となった場合は、以下の評価手順により選定する。  
ア 「実現性」「継続性」の項目の合計点が高いこと。  
イ 委員の議決により、より多数の委員から選定されること。

6	魅力的な景観の形成	・景観整備内容 ・公共性 ・夜間以外の事業開催にあつては、非日常的な演出や景観・環境整備等をしているか	1 0
7	提案全体	・プレゼンテーションでの対応など ・提案全般の魅力についての評価	1 5
8	特別評価	(1) 新型コロナウイルス感染症対策を取り入れたイベントのモデルケースとなりうる事業	+ 2 0
		(2) 「二次交通の整備」を取り入れた事業	+ 5
合計			1 2 5

#### 4 審査方法

- (1) 委員は、第3項における審査基準に基づいて審査をし、主として評価の着眼点の内容について、評価項目毎に採点する。
- (2) 委員全員の合計点が6割以上に達したものを選定の対象とする。  
参加申込者が1者のみの場合は、委員全員の合計点が6割以上に達した場合に選定対象とする。
- (3) 合計点が同点となった場合は、以下の評価手順により選定する。  
ア 「実現性」「継続性」の項目の合計点が高いこと。  
イ 委員の議決により、より多数の委員から選定されること。

(4) 応募事業が次の事項に該当した場合は、失格とする。

ア 「実現性」または「継続性」の項目において、全委員中少なくとも1人以上の委員における評価で4割以下の評価となった場合。

イ 評価項目ごとの委員全員の合計点で、2割以下の評価項目が1項目以上あった場合。

ウ その他、事業を遂行するにあたり、著しい問題があると市が判断した場合。

(5) 審査結果は、市ホームページで公表する。但し、支援を決定した事業のみを公表することとし、申込者には別途郵送により通知する。申込者本人が自らの審査内容について開示を希望する場合は、通知日より2週間以内に経済企画課へ来庁の上、その旨を申し出ることとし、その際は当該申込者が提出した事業計画における、各評価項目の合計点を開示する。

#### 5 その他

この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は、審議会が別に定める。

附則 この要領は令和元年5月15日から施行する。

(4) 応募事業が次の事項に該当した場合は、失格とする。

ア 「実現性」または「継続性」の項目において、全委員中少なくとも1人以上の委員における評価で4割以下の評価となった場合。

イ 評価項目ごとの委員全員の合計点で、2割以下の評価項目が1項目以上あった場合。

ウ その他、事業を遂行するにあたり、著しい問題があると市が判断した場合。

(5) 審査結果は、市ホームページで公表する。但し、支援を決定した事業のみを公表することとし、申込者には別途郵送により通知する。申込者本人が自らの審査内容について開示を希望する場合は、通知日より2週間以内に経済企画課へ来庁の上、その旨を申し出ることとし、その際は当該申込者が提出した事業計画における、各評価項目の合計点を開示する。

#### 5 その他

この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は、審議会が別に定める。

附則 この要領は令和2年 月 日から施行する。

(4) 応募事業が次の事項に該当した場合は、失格とする。

ア 「実現性」または「継続性」の項目において、全委員中少なくとも1人以上の委員における評価で4割以下の評価となった場合。

イ 評価項目ごとの委員全員の合計点で、2割以下の評価項目が1項目以上あった場合。

ウ その他、事業を遂行するにあたり、著しい問題があると市が判断した場合。

(5) 審査結果は、市ホームページで公表する。但し、支援を決定した事業のみを公表することとし、申込者には別途郵送により通知する。申込者本人が自らの審査内容について開示を希望する場合は、通知日より2週間以内に経済企画課へ来庁の上、その旨を申し出ることとし、その際は当該申込者が提出した事業計画における、各評価項目の合計点を開示する。

#### 5 その他

この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は、審議会が別に定める。

附則 この要領は令和2年 月 日から施行する。

千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度  
中大規模応募枠（補助申請額100万円以上）

審査要領（案） 新旧対照表

昨年度	諮問（案）	答申
<p>1 目的</p> <p>千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度応募事業の審査に関する事項を次のとおり定める。</p> <p>2 審査方法</p> <p>(1) 審査は、千葉県ナイトタイムエコノミー推進審議会（以下「審議会」という。）が、審査基準に基づき、提出書類とプレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査する。</p> <p>(2) 評価項目ごとに審議会の委員（以下「委員」という。）が評価を行う。</p> <p>(3) 各委員の評価点の合計が一番多い事業から順に支援を決定し、予算上限に達し次第終了する。</p> <p>(4) 予算上限に達したときの応募事業について、補助金交付額は予算残額を上限額とする。</p> <p>3 審査基準</p> <p>評価項目及び評価の着眼点は次のとおりとする。</p>	<p>1 目的</p> <p>千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度応募事業の審査に関する事項を次のとおり定める。</p> <p>2 審査方法</p> <p>(1) 審査は、千葉県ナイトタイムエコノミー推進審議会（以下「審議会」という。）が、審査基準に基づき、提出書類とプレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査する。</p> <p>なお、令和2年度新規応募事業と前年度支援事業の区別は行わない。</p> <p>(2) 評価項目ごとに審議会の委員（以下「委員」という。）が評価を行う。</p> <p>(3) 各委員の評価点の合計が一番多い事業から順に支援を決定し、予算上限に達し次第終了する。</p> <p>(4) 予算上限に達したときの応募事業について、補助金交付額は予算残額を上限額とする。</p> <p>3 審査基準</p> <p>評価項目及び評価の着眼点は次のとおりとする。</p>	<p>1 目的</p> <p>千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度応募事業の審査に関する事項を次のとおり定める。</p> <p>2 審査方法</p> <p>(1) 審査は、千葉県ナイトタイムエコノミー推進審議会（以下「審議会」という。）が、審査基準に基づき、提出書類とプレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査する。</p> <p>なお、令和2年度新規応募事業と前年度支援事業の区別は行わない。</p> <p>(2) 評価項目ごとに審議会の委員（以下「委員」という。）が評価を行う。</p> <p>(3) 各委員の評価点の合計が一番多い事業から順に支援を決定し、予算上限に達し次第終了する。</p> <p>(4) 予算上限に達したときの応募事業について、補助金交付額は予算残額を上限額とする。</p> <p>3 審査基準</p> <p>評価項目及び評価の着眼点は次のとおりとする。</p>

	評価項目	評価の着眼点 (主として評価する内容)	配点
1	実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心</li> <li>・運営体制</li> <li>・スケジュール</li> <li>・類似事業実績</li> <li>・地域の事業者の巻き込み</li> </ul>	30
2	継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営費の拠出方法</li> <li>・開催日数・次年度の取組み</li> </ul>	15
3	プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ターゲット・コンセプト</li> <li>・プロモーション方法、内容</li> </ul>	10
4	企画力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域性(千葉市ならではか)</li> <li>・場や空間の魅力を活かしているか</li> </ul>	10
5	消費につながる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費につながる仕組み</li> <li>・地域への波及効果</li> </ul>	10
6	魅力的な景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観整備内容</li> <li>・公共性</li> </ul>	10
7	提案全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレゼンテーション対応など</li> <li>・提案全般の魅力についての評価</li> </ul>	15
合計			100

	評価項目	評価の着眼点 (主として評価する内容)	配点
1	実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心</li> <li>・運営体制</li> <li>・スケジュール</li> <li>・類似事業実績</li> <li>・地域の事業者の巻き込み</li> </ul>	30
2	継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営費の拠出方法</li> <li>・開催日数、次年度の取組み</li> </ul>	15
3	プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ターゲット・コンセプト</li> <li>・プロモーション方法、内容</li> </ul>	10
4	企画力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域性(千葉市ならではか)</li> <li>・場や空間の魅力を活かしているか</li> </ul>	10
5	消費につながる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費につながる仕組み</li> <li>・地域への波及効果</li> </ul>	10
6	魅力的な景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観整備内容</li> <li>・公共性</li> </ul>	10
7	提案全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレゼンテーションでの対応など</li> <li>・提案全般の魅力についての評価</li> </ul>	15
8	特別評価	(1) 新型コロナウイルス感染症対策を取り入れたイベントのモデルケースとなり	+20

	評価項目	評価の着眼点 (主として評価する内容)	配点
1	実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心</li> <li>・<u>新型コロナウイルス感染症拡大防止対策</u></li> <li>・運営体制</li> <li>・スケジュール</li> <li>・類似事業実績</li> <li>・地域の事業者の巻き込み</li> <li>・<u>オンライン配信の環境整備内容</u></li> </ul>	30
2	継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営費の拠出方法</li> <li>・開催日数、次年度の取組み</li> <li>・<u>夜間開催を含む将来の継続につながる内容か</u></li> </ul>	15
3	プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ターゲット・コンセプト</li> <li>・プロモーション方法、内容</li> </ul>	10
4	企画力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域性(千葉市ならではか)</li> <li>・場や空間の魅力を活かしているか</li> <li>・<u>オンラインの活用等新たな取組み</u></li> <li>・<u>将来のナイトタイムエコノミー推進につながる発展性があるか</u></li> </ul>	10
5	消費につながる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費につながる仕組み</li> <li>・地域への波及効果</li> <li>・<u>複数の消費喚起方法</u></li> </ul>	10



	うる事業	
	(2) 「二次交通の整備」を 取り入れた事業	+ 5
合計		1 2 5

#### 4 審査方法

- (1) 委員は、第3項における審査基準に基づいて審査をし、主として評価の着眼点の内容について、評価項目毎に採点する。
- (2) 委員全員の合計点が6割以上に達したものを選定の対象とする。  
参加申込者が1者のみの場合は、委員全員の合計点が6割以上に達した場合に選定対象とする。
- (3) 合計点が同点となった場合は、以下の評価手順により選定する。  
ア 「実現性」「継続性」の項目の合計点が高いこと。  
イ 委員の議決により、より多数の委員から選定されること。
- (4) 応募事業が次の事項に該当した場合は、失格とする。

#### 4 審査方法

- (1) 委員は、第3項における審査基準に基づいて審査をし、主として評価の着眼点の内容について、評価項目毎に採点する。
- (2) 委員全員の合計点が6割以上に達したものを選定の対象とする。  
参加申込者が1者のみの場合は、委員全員の合計点が6割以上に達した場合に選定対象とする。
- (3) 合計点が同点となった場合は、以下の評価手順により選定する。  
ア 「実現性」「継続性」の項目の合計点が高いこと。  
イ 委員の議決により、より多数の委員から選定されること。
- (4) 応募事業が次の事項に該当した場合は、失格とする。

6	魅力的な景観 の形成	・景観整備内容 ・公共性 ・ <u>夜間以外の事業開催にあつては、非日常的な演出や景観・環境整備等をしているか</u>	1 0
7	提案全体	・プレゼンテーションでの対応など ・提案全般の魅力についての評価	1 5
8	特別評価	(1) 新型コロナウイルス感染症対策を取り入れたイベントのモデルケースとなりうる事業	+ 2 0
		(2) 「二次交通の整備」を取り入れた事業	+ 5
合計			1 2 5

#### 4 審査方法

- (1) 委員は、第3項における審査基準に基づいて審査をし、主として評価の着眼点の内容について、評価項目毎に採点する。
- (2) 委員全員の合計点が6割以上に達したものを選定の対象とする。  
参加申込者が1者のみの場合は、委員全員の合計点が6割以上に達した場合に選定対象とする。
- (3) 合計点が同点となった場合は、以下の評価手順により選定する。  
ア 「実現性」「継続性」の項目の合計点が高いこと。  
イ 委員の議決により、より多数の委員から選定されること。
- (4) 応募事業が次の事項に該当した場合は、失格とする。

<p>ア 「実現性」または「継続性」の項目において、全委員中少なくとも1人以上の委員における評価で4割以下の評価となった場合。</p> <p>イ 評価項目ごとの委員全員の合計点で、2割以下の評価項目が1項目以上あった場合。</p> <p>ウ その他、事業を遂行するにあたり、著しい問題があると市が判断した場合。</p> <p>(5) 審査結果は、市ホームページで公表する。但し、支援を決定した事業のみを公表することとし、申込者には別途郵送により通知する。申込者本人が自らの審査内容について開示を希望する場合は、通知日より2週間以内に経済企画課へ来庁の上、その旨を申し出ることとし、その際は当該申込者が提出した事業計画における、各評価項目の合計点を開示する。</p> <p>5 その他</p> <p>この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は、審議会が別に定める。</p> <p>附則 この要領は令和元年5月15日から施行する。</p>	<p>ア 「実現性」または「継続性」の項目において、全委員中少なくとも1人以上の委員における評価で4割以下の評価となった場合。</p> <p>イ 評価項目ごとの委員全員の合計点で、2割以下の評価項目が1項目以上あった場合。</p> <p>ウ その他、事業を遂行するにあたり、著しい問題があると市が判断した場合。</p> <p>(5) 審査結果は、市ホームページで公表する。但し、支援を決定した事業のみを公表することとし、申込者には別途郵送により通知する。申込者本人が自らの審査内容について開示を希望する場合は、通知日より2週間以内に経済企画課へ来庁の上、その旨を申し出ることとし、その際は当該申込者が提出した事業計画における、各評価項目の合計点を開示する。</p> <p>5 その他</p> <p>この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は、審議会が別に定める。</p> <p>附則 この要領は令和2年 月 日から施行する。</p>	<p>ア 「実現性」または「継続性」の項目において、全委員中少なくとも1人以上の委員における評価で4割以下の評価となった場合。</p> <p>イ 評価項目ごとの委員全員の合計点で、2割以下の評価項目が1項目以上あった場合。</p> <p>ウ その他、事業を遂行するにあたり、著しい問題があると市が判断した場合。</p> <p>(5) 審査結果は、市ホームページで公表する。但し、支援を決定した事業のみを公表することとし、申込者には別途郵送により通知する。申込者本人が自らの審査内容について開示を希望する場合は、通知日より2週間以内に経済企画課へ来庁の上、その旨を申し出ることとし、その際は当該申込者が提出した事業計画における、各評価項目の合計点を開示する。</p> <p>5 その他</p> <p>この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は、審議会が別に定める。</p> <p>附則 この要領は令和2年 月 日から施行する。</p>
---	--	--

①小・中規模事業募集に係る千葉市ナイトタイムエコノミー  
推進支援制度要綱改正（案）新旧対照表

※諮問（案）からの修正点には二重下線を引いています。

現行	諮問（案）	答申
<p>第1条～第2条（略）</p> <p>（支援対象事業）</p> <p>第3条 支援の対象となる事業（以下「支援事業」という。）は、千葉市におけるナイトタイムエコノミー推進に資する事業で、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。</p> <p>（1）千葉市から補助金、負担金等の財政的支援を受けていないこと。</p> <p>（2）千葉市が共催していないこと。</p> <p>（3）市内外からの誘客が見込める事業であること。</p> <p>（4）千葉市内で行われること。</p> <p>（5）日没から日の出までに行われること。</p> <p>（6）平成31年度以降に実施される新規の事業であること。または、既存事業の拡充にあつては、夜</p>	<p>第1条～第2条（略）</p> <p>（支援対象事業）</p> <p>第3条 支援の対象となる事業（以下「支援事業」という。）は、千葉市におけるナイトタイムエコノミー推進に資する事業で、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。</p> <p>（1）千葉市から補助金、負担金等の財政的支援を受けていないこと。</p> <p>（2）千葉市が共催していないこと。</p> <p>（3）市内外からの誘客が見込める事業であること。<u>ただし、料金徴収または明らかな経済効果が期待できる場合に限り、千葉市の会場からのVR・動画配信等リモートでのオンライン開催による事業も可とする。</u></p> <p>（4）千葉市内で行われること。</p> <p>（5）日没から日の出までに行われること。</p> <p>（6）平成31年度以降に実施される新規の事業であること。または、既存事業の拡充にあつては、夜</p>	<p>第1条～第2条（略）</p> <p>（支援対象事業）</p> <p>第3条 支援の対象となる事業（以下「支援事業」という。）は、千葉市におけるナイトタイムエコノミー推進に資する事業で、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。</p> <p>（1）千葉市から補助金、負担金等の財政的支援を受けていないこと。</p> <p>（2）千葉市が共催していないこと。</p> <p>（3）市内外からの誘客が見込める事業であること。<u>ただし、千葉市におけるナイトタイムエコノミー推進につながる事業と認められる場合は、千葉市の会場からのVR・動画配信等リモートでのオンライン開催による事業も可とする。</u></p> <p>（4）千葉市内で行われること。</p> <p>（5）日没から日の出までに行われること。<u>ただし、千葉市における将来のナイトタイムエコノミー推進につながる事業と認められる場合は、この限りではない。</u></p> <p>（6）平成31年度以降に実施される新規の事業であること。または、既存事業の拡充にあつては、夜</p>

間の更なる集客が見込まれること。

(7) 次年度以降は参加者から徴収する料金あるいは協賛等にて事業を継続して行うことができると見込まれること。

(8) 夜間照明、プロジェクションマッピング、ステージ、屋台・オープンバーの設置等によって、通常の景観と異なる空間を演出すること。

2 第1項各号に加え、市長は、必要と認めるときは、第6条に定める支援事業の募集の際に別に要件を付加することができるものとする。

第4条～第19条 (略)

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

間の更なる集客が見込まれること。

(7) 次年度以降は参加者から徴収する料金あるいは協賛等にて事業を継続して行うことができると見込まれること。

(8) 夜ならではの演出を行うこと。なお、夜間照明、プロジェクションマッピング、ステージ、屋台・オープンバーの設置等によって、通常の景観と異なる空間を演出することが望ましい。

(9) 事業実施にあたって、国の指針及び関連業界の新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインを遵守すること。

2 第1項各号に加え、市長は、必要と認めるときは、第6条に定める支援事業の募集の際に別に要件を付加することができるものとする。

第4条～第19条 (略)

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和2年 月 日から施行する。

間の更なる集客が見込まれること。

(7) 次年度以降は参加者から徴収する料金あるいは協賛等にて事業を継続して行うことができると見込まれること。

(8) 夜ならではの演出を行うこと。なお、夜間照明、プロジェクションマッピング、ステージ、屋台・オープンバーの設置等によって、通常の景観と異なる空間を演出することが望ましい。ただし、オンライン開催が認められた事業はこの限りではない。

(9) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をすること。事業実施にあたって、国の指針及び関連業界の新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインを遵守すること。

2 第1項各号に加え、市長は、必要と認めるときは、第6条に定める支援事業の募集の際に別に要件を付加することができるものとする。

第4条～第19条 (略)

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和2年 月 日から施行する。

## 別表

補助 対象 経費	ソ フ ト 事 業	音楽・ 文芸・ 美術費	演奏料、指揮料、ソリスト料、合唱料、ピアニスト料、楽器・楽譜借料、舞台監督料、出演料、監修料、演出料、作曲・編曲料、作詞料、脚本料、著作権使用料、調律料、振付料、舞台美術・衣装等デザイン料、上映費、翻訳料、美術作品賃料等
		舞台費	道具等運搬費、作品運搬費、衣装費、かつら・メイク費、大道具・小道具費、舞台スタッフ費等
		印刷費	ポスター・チラシ印刷費、プログラム印刷費、図録印刷費、チケット印刷費、入場整理券印刷費、台本印刷費
		謝金・ 人件費	会場整理・警備賃金、原稿執筆謝金、審査員謝金、その他日当
		宣伝費	広告宣伝費、入場券等販売手数料

## 別表

補助 対象 経費	ソ フ ト 事 業	音楽・ 文芸・ 美術費	演奏料、指揮料、ソリスト料、合唱料、ピアニスト料、楽器・楽譜借料、舞台監督料、出演料、監修料、演出料、作曲・編曲料、作詞料、脚本料、著作権使用料、調律料、振付料、舞台美術・衣装等デザイン料、上映費、翻訳料、美術作品賃料等
		舞台費	道具等運搬費、作品運搬費、衣装費、かつら・メイク費、大道具・小道具費、舞台スタッフ費等
		印刷費	ポスター・チラシ印刷費、プログラム印刷費、図録印刷費、チケット印刷費、入場整理券印刷費、台本印刷費
		謝金・ 人件費	会場整理・警備賃金、原稿執筆謝金、審査員謝金、その他日当
		宣伝費	広告宣伝費、入場券等販売手数料

## 別表

補助 対象 経費	ソ フ ト 事 業	音楽・ 文芸・ 美術費	演奏料、指揮料、ソリスト料、合唱料、ピアニスト料、楽器・楽譜借料、舞台監督料、出演料、監修料、演出料、作曲・編曲料、作詞料、脚本料、著作権使用料、調律料、振付料、舞台美術・衣装等デザイン料、上映費、翻訳料、美術作品賃料等
		舞台費	道具等運搬費、作品運搬費、衣装費、かつら・メイク費、大道具・小道具費、舞台スタッフ費等
		印刷費	ポスター・チラシ印刷費、プログラム印刷費、図録印刷費、チケット印刷費、入場整理券印刷費、台本印刷費
		謝金・ 人件費	会場整理・警備賃金、原稿執筆謝金、審査員謝金、その他日当
		宣伝費	広告宣伝費、入場券等販売手数料

		記録費	録画費、録音費、写真費			記録費	録画費、録音費、写真費				金、その他日当			
		通信費	案内状送付料			通信費	案内状送付料			宣伝費	広告宣伝費、入場券等販売手数料			
		旅費	出演者、講師の交通費及び宿泊料 (必要最低限度のものに限る)			旅費	出演者、講師の交通費及び宿泊料 (必要最低限度のものに限る)			記録費	録画費、録音費、写真費			
		新設	新設			交通手段の確保に関する経費	イベント中の連絡バスの運行等(ただし、特定の場所の往復や決められたコースの周遊に限る)、 運送車両リース、運行委託料等			通信費	案内状送付料			
		その他	その他市長が適当であると判断した経費			その他	その他市長が適当であると判断した経費			旅費	出演者、講師の交通費及び宿泊料 (必要最低限度のものに限る)			
	ハード事業	工事請負費	設計費、工事費、工事請負費 (維持、メンテナンス費用は含まない)	ハード事業			工事請負費			設計費、工事費、工事請負費 (維持、メンテナンス費用は含まない)	交通手段の確保に関する経費	イベント中の連絡バスの運行等(ただし、特定の場所の往復や決められたコースの周遊に限る)、 運送車両リース、運行委託料等	その他	その他市長が適当であると判断した経費
		会場費・演出機材費	会場使用料(付帯設備含む)、会場設営費・撤去費、音響・照明費、映写機材費、看板制作費等(レンタル含む)				会場費・演出機材費			会場使用料(付帯設備含む)、会場設営費・撤去費、音響・照明費、映写機材費、看板制作費等(レンタル含む)	ハード事業	工事請負費	設計費、工事費、工事請負費 (維持、メンテナンス費用は含まない)	
							新型コロナウイルス			消毒液、マスク、フェースシールド、ビニールカーテン等購入費	会場費・	会場使用料(付帯設備含む)、会場設営費・		

		新設	新設
		その他	その他市長が適当であると判断した経費
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らが管理する会場施設の会場使用料</li> <li>・弁当類・飲料、レセプション・パーティ費、その他飲食経費</li> <li>・振込手数料</li> <li>・交際費・接待費</li> <li>・予備費、雑費等使途が曖昧な経費</li> <li>・事業関係団体（主催者・共催者）の構成員や会員に支払う経費</li> <li>・事務運営管理に関する経費（事務所人件費を含む）</li> <li>・その他市長が適当でないと判断した経費</li> </ul>		

		<u>感染症拡大防止対策費</u>	
		その他	その他市長が適当であると判断した経費
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らが管理する会場施設の会場使用料</li> <li>・弁当類・飲料、レセプション・パーティ費、その他飲食経費</li> <li>・振込手数料</li> <li>・交際費・接待費</li> <li>・予備費、雑費等使途が曖昧な経費</li> <li>・<u>事業関係団体（主催者・共催者）の構成員や会員に支払う経常的経費（事務所経費、事務職員給与、事務用品購入費等）</u></li> <li>・事務運営管理に関する経費（事務所人件費を含む）</li> <li>・<u>間接経費（消費税、地方消費税等）</u></li> <li>・その他市長が適当でないと判断した経費</li> </ul>		

		演出機材費	撤去費、音響・照明費、映写機材費、看板制作費等（レンタル含む）
		<u>新型コロナウイルス感染症拡大防止対策費</u>	<u>消毒液、マスク、フェースシールド、ビニールカーテン等購入費</u>
		その他	その他市長が適当であると判断した経費
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らが管理する会場施設の会場使用料</li> <li>・弁当類・飲料、レセプション・パーティ費、その他飲食経費</li> <li>・振込手数料</li> <li>・交際費・接待費</li> <li>・予備費、雑費等使途が曖昧な経費</li> <li>・<u>事業関係団体（主催者・共催者）の構成員や会員に支払う経常的経費（事務所経費、事務職員給与、事務用品購入費等）</u></li> <li>・事務運営管理に関する経費（事務所人件費を含む）</li> <li>・<u>間接経費（消費税、地方消費税等）</u></li> <li>・その他市長が適当でないと判断した経費</li> </ul>		

補助率～補助上限額 (略)

補助率～補助上限額 (略)

補助率～補助上限額 (略)

	費
--	---



②大規模事業募集に係る千葉市ナイトタイムエコノミー  
推進支援制度要綱改正（案）新旧対照表

現行		諮問（案）		答申	
第1条～別表補助対象外経費（略）		第1条～別表補助対象外経費（略）		第1条～別表補助対象外経費（略）	
別表		別表		別表	
補助率	補助対象経費の2分の1以内（当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	補助率	補助対象経費の3分の2以内（当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	補助率	補助対象経費の <u>3分の2</u> 以内（当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
補助上限額	10,000千円 ただし、補助対象経費の種別ごとに上限を設ける。 ソフト事業：5,000千円 ハード事業：5,000千円	補助上限額	50,000千円 ただし、補助対象経費の内ソフト事業の割合が8割を超えないようにすること。	補助上限額	<u>50,000千円</u> ただし、 <u>補助対象経費の内ソフト事業の割合が8割を超えないようにすること。</u>